

政策資料

No.269 《復刊164号》
1989年2月1日

巻頭言 岩垂寿喜男1

〈特集〉

I 1989年度政府予算関係

- 1989年度政府予算編成に関する申し入れ 2
- 各省庁申し入れ（運輸・失業対策事業・農林水産・法務・科学技術） 6

II 竹下内閣不信任関係

- 竹下内閣不信任決議案（委員長） 13
- 党声明（大蔵大臣辞任） 17
- 〃（税制改革六法案強行成立） 18
- 衆参両院における証人の偽証等について 18
- リクルートコスモス社株式の譲渡リストについて 23

III 天皇逝去関係

- お悼みのことば（委員長） 28
- 服喪についての談話 29

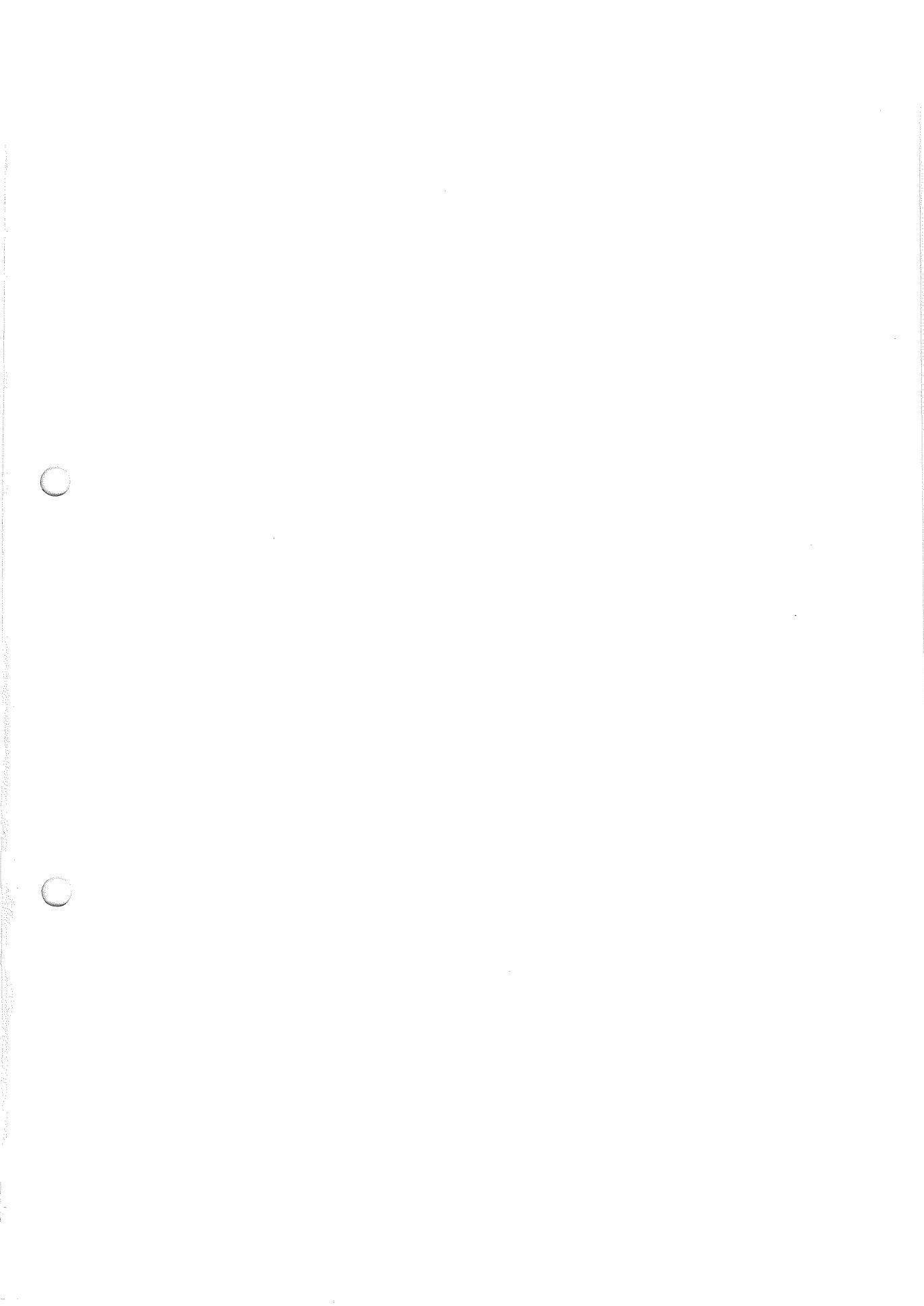
- 天皇の喪儀および即位に関する国家行事について 29
- 談話（書記長） 30
- 大喪の礼についての閣議決定に対する談話 31
- [参考資料] 「社会新報」主張 32

〈資料〉

- 故三木武夫元首相に対する追悼演説（委員長） 34
- 政治改革に対するわが党の当面の態度 37
- 日ソ外相定期協議について 38
- 談話（内閣改造） 39

今日の焦点

宗教法人（団体）課税の現状と問題点 40





「地球環境」の危機を 切実に見つめよう

岩垂寿喜男

政策担当中央執行委員

アメリカのワールドウォッチ研究所の調査によれば、一八六〇年以降、石油、石炭、ガスなどの化石燃料の使用によって、一八五〇億トンの炭素が大気中に放出された。

その一年あたりの放出量は一八六〇年の九三〇〇万トンから最近の五〇億トンへと五〇倍以上に増加した。大部分が一九五〇年以降の石油の使用増によるものである。さらにもう一八六〇年から一九八〇年の間に森林伐採で炭素一〇〇〇億トンが大気に放出されたと計算されている。

炭素は大気中で二酸化炭素となり、濃度が上昇すれば地球の温暖化が進み、二酸化炭素が工業化前

の倍になれば地球の平均温度は一・五度（四・五度C）上昇する」とみられる。化石燃料の消費と熱帯雨林などの森林破壊がいまのペースで進むとすれば二一世紀前半にも気温上昇の時期が到来する。

南極や北極の氷が溶け、海面が膨張して海岸沿いの都市が水びたしになるというような警告は、すこし深刻にすぎるかも知れないが、サトウカエデほど気温上昇に適応できない森林が、次第に衰退することは必至であり、その影響は重大である。

このような危険を最小限にとどめるためには森林の保全と植林が最も効果的である。世界中の森林

面積を増やせば、大気中の二酸化炭素を安定させる役割を果たすことができる。私どもは緑の地球防衛基金を創設し、タイ、ネパール、タンザニアなどの植林計画にささやかな努力を重ねてきたが、いまや国際的な森林の保全・植林のための援助・協力が急がれなくてはならない。

私どもは、このような機会が、世界中の英知を結集し、日本が資金・科学技術・人材をふくめて「地球環境の危機」を救うために大きな役割を果たすキッカケとなればと願うものである。

フロン・ガスによるオゾン層の破壊も「地球環境」にとって深刻である。紫外線の直射による皮膚ガンの多発・異常気象が警告され、フロン・ガスの使用を制限するモントリオール条約が批准された。しかし、この程度の規制ではす

でに手おくれであることが判明し

てきた。

これらは熱帯雨林の壊滅、砂漠の増大、酸性雨による被害の拡大などとあいまって地球規模の環境問題が人類ばかりではなく、野生生物の生存、種の保存にとつても緊急な課題となつていてこれを証明するものである。

私どもは、自然保護議員連盟として、このような「地球環境の危機」にたいして、「その現実を直視し、対策を進めるために日本で専門家の国際会議を開催するよう」政府に申し入れてきたが、今年九月に国際会議が開かれることになった。

私どもは、このように機会が、世界中の英知を結集し、日本が資金・科学技術・人材をふくめて「宇宙船地球号の安全のために」みんなが力を合わせないと手おくれになつてしまふ。

(いわたれすきお・衆議院議員、緑の地球防衛基金常任理事)

I 一九八九年度政府予算関係

一九八九・一・一一

一九八九年度政府予算編成に 関する申し入れ

日本は歴史的な転換のときを迎える。今後のわが国のすすむ方向は世界から大きな注目を集めている。いまこそ一九八九年を出発点として、二一世紀を展望し、平和、福祉、文化とも世界に誇れる日本をめざし、政治、経済の構造的転換をはからなければならない。

日本経済は好調であるが、勤労国民の生活水準は豊かさを実感するに至らず、福祉、住宅、労働時間等々の国民生活諸分野の水準は欧米諸国とのそれにはるかに及んでいない。また、東京一極集中がすすむもとで地場・中小企業の経営難は続き、地域経済の停滞感は深

南北、開発途上国との交流と連帯をすすめることが不可欠であり、地球環境の保全や人権擁護はそのかなめともいえる。内外共通の課題として国民の生活の豊かさを倍増させる必要がある。そのためには福祉、文化を政治、行政の中心に据え、住宅や労働時間、年金等の問題について現状の矛盾を克服していくことが近々の最優先課題である。

そのためにも、リクルート疑惑の徹底解明と消費税導入の中止は、政府と国民の信頼関係の絆を保つための前提条件である。リクルート疑惑はわが国の政治・行政、文化総体の腐敗の証明であり、消費税の四月導入が強行されれば、経済と国民生活に大きな混乱をもたらすことは不可避である。

わが党は、昨年一二月一五日付けで行った、「当面の政策運営及び一九八九年度予算編成に関する申し入れ」を踏まえ、改めてとくに生きる観点から、反核・軍縮を率先して推進するとともに、共生、共助の精神で東西・

一、生活の豊かさ倍増めざす社会経済改革

①政府の中長期的経済計画である「経済運営五カ年計画」については、二十一世紀を展望する準備期間としての九〇年代という位置付けのもとに、世界とともに生きる「豊かさを実感できる国民生活」という視点から国民の生活快適水準の倍増を具体化する内容に抜本改定し、その初年度としての一九八九年度予算を編成すること。

②一九八九年度政府予算の編成に当たっては、自然增收の伸びの実態を踏まえ財政再建至上主義を止め、不公平税制のは正の徹底等を推進するとともに、シーリング枠を撤廃して社会保障、教育、生活施設、地域経済等の充実、円高差益還元の徹底、的確な賃金及び年金の引き上げを推進する積極財政を展開する中で経済の中長期的安定成長をめざし、実質成長率五%台、内需成長率六%台の着実な実現をはかること。

二、リクルート疑惑一掃と「政治倫理基本法」制定

①政府は、リクルート疑惑一掃と政治浄化確立をめざし、野党の要求する疑惑徹底解明

に全面的に協力するとともに前・現内閣の責任を明確にすること。

②同時に、企業献金禁止など政治資金規正法の改正、政治家・高級官僚の資産等の公開や高級官僚の天下り規正強化と一定期間の選挙への立候補制限、政治家のパーティー収益への課税、政治倫理綱領の強化、証券取引委員会の設置、議員証言法の再改正などについて今国会の最優先審議案件とするここと。

③政治倫理の確立のため、英国における政治腐敗防止法、米国における政治倫理法等々を参考に、政治倫理綱領を強化し、倫理基準策定、倫理委員会設置、情報公開、処分・罰則等を明示した「政治倫理基本法」(仮称)の制定をはかること。

三、消費税の導入中止と不公平税制の徹底是正

①昨年の税制改革法案の審議状況に照らし、

消費税については国民の理解も合意も得られていないことは明白であり、導入を强行するならば大混乱は不可避である。政府は、

国民の大きな批判を真摯に受け止め、消費税の導入実施を中止すること。

②ほとんど手がつけられない土地税制など資産課税、企業課税など不公平税制の徹底は正と低所得者等のための課税最低限の制

引き上げ、物価調整減税制度の創設、年金課税の改善や家賃控除の創設などをはかること。

③地方税の充実、自主課税権の確立を推進するとともに、非課税等特別措置の整理合理化、事業税の改革、固定資産税軽減や年金課税の変更に伴う矛盾の解消等をはかること。

四、反核・軍縮の推進と地球環境保全、ODAの改革

①平和憲法をもつわが国は、アジア及び世界の反核・軍縮の旗手としてその範を率先して示すべきであり、防衛費の対GNP比一%の枠厳守はもとより、前年度以下に削減し、計画的な軍縮を推進するとともに、日米等による共同軍事演習の中止や思いやり予算の削減と米軍基地の縮小・撤去などをはかり、こうした観点から日米地位協定の見直しを進めること。

②また、地球規模の環境保全のための「国連緑基金」の創設提唱と初年度拠出金の国連への拠出を実施すること。

③米国の肩代わりである戦略援助を止め、経済摩擦解消、東西・南北交流の推進、開発途上国の経済的自立に寄与する経済援助に改め、ODA(政府開発援助)の抜本的転換をめざした「对外経済協力基本法」の制

定をはかること。

五、年金改悪の中止と「福祉社会総合計画」の策定

①年金の支給開始年齢の六〇歳から六五歳への繰り延べ、「公的年金の地ならし」と称する二階部分（報酬比例年金）の保険料の引き上げ等の改悪を止め、基礎年金の拡充、女性の年金権確立、共済制度の充実をはかること。また国と清算事業団、JR各社の責任と負担を基本とする鉄道共済年金の再建プランを策定すること。

②八九年度の年金スライドについては、法的にも規定されている過去の賃金上昇要素を加算し、五%以上の引き上げをはかること。
③また社会保障関係予算については、人口の高齢化等とともに当然増経費を確保することとともに、ナショナルミニマム＝「国としての最低保障基準」の実現を目指し、「福祉社会総合計画」の第一歩として高齢化社会ニーマムを定め第一次五カ年計画を策定すること。

六、補助金カット廃止と地域振興基金の創設

①分権・自治確立と地域経済社会の再建をめざし、国庫補助負担率の特例の廃止・補助負担率の復元を速やかに実施し、過去四年

間で五兆円に及ぶ負担転嫁の償還に責任をもつとともに、地方交付税制度の拡充、地方税源の拡大、行財政の権限移譲等をはかること。

②「ふるさと創生」にかかる交付金については、地方固有財源である地方交付税を臨時にばらまくのではなく、政府が約束して

いる約三千億円については一般会計から支出するとともに、各一兆円を上回ると思われる八七、八八年度の交付税精算額の全額を充当した「地域振興基金」の創設と自治体による自主運営による永続的な地域振興財源の確保をはかること。また、「ふるさと財団」については、公営企業金融公庫の抜本改組と財政投融資の改革等に基づく自体金融及びその機関の充実に向けて抜本的に改編すること。

七、土地基本法制定と公共住宅の確保等

①自治体の土地先買権強化と財源保障など公共的利用優先策を確立し、土地の社会的な有効利用を推進するため、野党が共同提案している「土地基本法」の制定、国土利用計画法の強化改正を実現させるとともに、地価評価制度の一元化、さらに土地譲渡所得課税の強化及び保有価税の適正化など土地税制を抜本的に見直すこと。

②また、東京をはじめとする大都市圏における公有地の有効利用等を推進するとともに、我が党提案の「住宅保障法」を制定すること。

八、教育・文化の充実と芸術振興基金の創設

①義務教育費国庫負担制度の改悪はやめ、事務職員・栄養職員の国庫負担制度を堅持し、旅費・教材費は国庫負担の対象に戻すこと。また、初任者研修制度の実施や「六年制中等学校」など国民的合意を欠く臨教審関連予算の計上を止めるとともに、教科書検定制度を廃止すること。また四〇入学級の早期達成と三五入学級の着手、私学助成の改善

する住宅事情を改善し、勤労者が家族構成に応じ、適切な住居費で良質な住宅を確保できるよう、公営・公団住宅の建設戸数と質の拡充、補助の強化、公庫融資の充実、国公有地の有効利用等を推進するとともに、わが党提案の「住宅保障法」を制定すること。

③国民の生活交通を確保するため、鉄道、バス、航路等に対する財政措置を強化するとともに、国鉄清算事業団の業務の適正化と必要な財政措置を講ずること。

整備新幹線の建設は、陸・海・空のわが国の総合交通政策の確立のなかで推進することとし、併せて交通にかかる費用負担のあり方や安全・環境保全等を含めた総合的な原則を定めた「交通基本法」（仮称）を制定すること。

と強化をはかること。

②留学生受け入れのための奨学金制度の拡充、宿舎の完備、日本語教育の推進等、抜本的な予算措置を講じること。そのための予算を文部省予算の別枠とし、ODA予算の枠として処置すること。

③国民の余暇・文化・スポーツ活動の振興をはかるため、先進諸国に著しく立ち遅れている文化・スポーツ振興費を思い切って増額するとともに、文化庁予算についても文部省予算から切り離すこと。また国・民間共同で「芸術振興基金」の創設を早急にされること。

九、労働時間短縮、中小企業対策の推進

①完全週休二日制・週四〇時間労働制を早急に確立するため、改正労働基準法の積極的な運用、金融機関及び官公署の閉店、土曜閉店方式による完全週休二日制の早期実現をめざすこと。また、労働時間短縮に必要な下請・中小企業等についての保護、援助措置の推進、学校五日制の早期実現のための必要な条件整備に直ちに着手すること。また、国際友好、人権擁護等を視点とする外国人労働者対策の確立をはかること。

②国際経済社会の変化に対応する中小企業対策のための必要な財源を政府の責任において保障し、自治体が中心となり、地域の特

性に合わせた中小企業振興策を推進するとともに、下請企業に対する不法・不当な行為を規制すること。

十、農畜産物自由化対策と林業振興等

①コメの完全自給体制を堅持するとともに、牛肉・オレンジ・農産物一二品目の自由化対策として、畜産農家に対する所得保障政策やみかん果汁に対する立法措置を行い、食味、安全性で優れた農畜産物の生産体制の整備などで国内農畜産業の振興をはかること。また、農家負債整理、土地改良自己負担軽減のための長期の借換資金を導入すること。

②フロンガス規制国際協定に基づく政策措置を早急に具体化するとともに、大気汚染防止のための国内対策、国際協力を推進すること。また、ジーゼルエンジンに除塵フィルターと脱硝装置の整備の義務付けをはかること。

③電子部品等に使用する有機溶剤や有毒ガスの規制、アスベストの使用禁止、ゴルフ場の農薬規制などをすすめること。

十一、科学技術政策の推進と環境保全

①平和・自主・民主・公開に基づく科学技術政策のための必要な財源を政府の責任において

政策を推進するとともに、高度情報化等の基盤を充実するため、技術の基礎的研究、開発の促進に積極的に取り組むこと。

原子力偏重のエネルギー政策を改め、原子力エネルギー依存からの脱却をめざし、新エネルギーの開発・利用促進のための予算確保をはかるとともに、原発の新・増設中止のための電源三法による交付金等（特別会計）の削減など原発予算の削減をはかること。

予算を拡充すること。また国際人権規約選択議定書（B規約）、人権差別撤廃条約を早期に批准すること。

③南アフリカのアパルトヘイト（人種隔離政策）を厳しく糾弾するとともに、対南ア貿易については国連決議を尊重し、貿易規制を厳正に実施し、保険の適用をとりやめること。

④憲法に基づく主権在民、政教分離を遵守するとともに、天皇の神格化や政治的利用、市民や生徒等の強制的動員などを厳に慎むこと。

⑤憲法に基づく主権在民、政教分離を遵守するとともに、天皇の神格化や政治的利用、市民や生徒等の強制的動員などを厳に慎むこと。

差別をなくすため、都道府県婦人少年室を拡充すること。また、自治体の婦人会館等の施設の整備を推進するとともに、地域における女性の社会教育活動に対する助成を強化すること。

④年金制度 税制等をはじめ女性に不利な現行の制度を点検し、抜本的に改めること。

③石炭特別会計については、従来どおりその財源をはかり、八九年度石炭対策特別会計予算については、通産・労働両省概算要求の完全実現をはかること。

④被爆者援護法を制定すること。

右、申し入れる。

一九八九年一月一日

内閣総理大臣　日本社会党中央執行委員長
竹下登殿　土井たか子

十三、女性のための施策の確立

①男女全労働者を対象とする「選択・有給・原職復帰」の原則に基づく育児休業法を制定するとともに、介護休暇制度を確立し、家庭介護員派遣制度を創設すること。さらに、パートタイマー等の雇用の安定、労働条件の確保のため、パート等保護法を制定すること。

②沖縄の厚生年金における本土との格差を緊急に是正すること。

一九八八・一二・二二

一九八九年度運輸省関係予算 についての申し入れ

②女性の社会参加をすすめるため、政府・公共機関の審議会委員等については、女性の占める割合を当面一〇%以上とし、改選・新設の際、着実に実施すること。

③事業主に対する啓発、指導等を積極的に進めることなど女性に対する雇用、労働条件等の

一九八九年度運輸省関係予算は、国民生活優先の観点からとくに左記の各項目について具体的措置が講ぜられるよう強く要求します。

一、国民の生活交通が確保されるよう、JR、私鉄、公営交通等を系統的に整備するため、地域交通整備法（仮称）等の法制化をはかるとともに必要な財政措置を講ずること。また、中・長期的な展望に立って国民

記

生活にとって重要な陸海空全体の整備、安全の確保、環境の整備、費用負担のあり方、交通労働者の適正な労働条件等交通全般にわたって国および地方自治体が行うべき総合的な基本を決め、併せて国および自治体並びに車両、船舶、航空機を所有・使用する事業者の責務をあきらかにする交通基本法（仮称）を制定すること。

二、運輸事業の規制緩和策は、事業者間の過当競争に拍車をかけるだけでなく、交通安全や環境保全にも影響を与えるので慎重に対処するとともに、過労や過積載の防止等の社会的規制については一層強化すること。

三、道路運送における秩序確立のため、第九八国会における「貨物自動車に係わる道路運送秩序確立に関する決議」の具体化をさらに促進すること。

四、日本国有鉄道清算事業団の業務の遂行にあたり、

(一) 長期債務の処理のための具体的年次計画をたてること。

(二) 再就職を希望する職員について早期に就職が確定するようひき続きJR各社の

要員の基本計画達成にむけあらゆる方策を講ずること。また、公的部門における採用についてもさらに努力をすること。

と。

(三) 職員の出向・研修については、再就職の目標と連携させたものとして位置付け

て実施されることとし、併せて本人の意思を無視した強制的なものとならないようすること。

四、土地の売却については、当面、主として公的利用に供することとどめ、併せて周辺の地価高騰の要因とならないよう特段の注意をすること。

五、海運・造船の不況に対応するために(一) 気象観測船などの官公庁船、船舶整備公団船の代替・建造を促進すること。また「年金客船」の建造についても積極的に

に推進すること。

(二) 船舶解撤事業を促進するための助成策を拡充するとともに、その実施にあたつては中小企業の安定に特に配慮すること。

六、都市交通における混雑緩和をはかるため

に日本籍の船、船員数のナショナルミニ

マムを設定し必要な施策を講ずること。

七、過疎地における生活路線である鉄道、バスに対する助成策を一層強化すること。

八、離島航路補助を拡充すること。

九、陸、海、空にわたる交通安全の徹底のため輸送、施設の総点検を実施するとともに車両の安全基準等の見直し等を含めた改善策を講ずること。

十、交通・運輸労働者の労働条件の適正化をはかるとともに運転労働時間の短縮等についての施策を強化すること。

十一、整備新幹線の建設については、JRとの合意を前提に総合交通政策の確立と併せて、国の責任で推進すること。

右、強く申し入れる。

一九八八年一二月二二日

日本社会党政策審議会

運輸部会長 戸田菊雄

運輸大臣 石原慎太郎 殿

失業対策事業等に係る 政府予算案編成に関する申し入れ

一九八九年度政府予算案の編成に当たり、失業対策事業等について、左記のように措置するよう申し入れる。

記

一、失業対策事業について、失対労働者が生活を維持するに足る就労日数及び賃金を確保すること。また、失対事業引退者に対する特例給付金を引き上げるとともに、生活相談員について、人數の確保及び謝金・活動費の引き上げを図ること。

一九八九年度農林水産関係 予算についての申し入れ

一、炭鉱離職者緊急就労事業、産炭地域開発就労事業及び特定地域開発就労事業についても、賃金、事業費等の改善を図るとともに、特定地域開発就労事業を雇用機会の乏しい地域や失業多発地域等に拡大することとし、これらに必要な予算を確保すること。

記

一九八九年度の農林水産関係予算編成に当たり、左記の事項の実現をはかるよう強く申し入れる。

一、コメの市場開放は絶対に行わないこと。
また、飼料作物や大豆などにおける一国偏重の農産物輸入政策を改め、輸入相手国

助率についても、同様の措置を講ずること。
一、失業対策事業等について、以上のような措置を講じることにするとともに、その具体化に当たっては、就労団体及び関係労働者の意見を十分尊重し、必要な予算の確保に全力をあげること。

一九八八月一二月一二日

日本社会党失業問題対策特別委員会
委員長 河野正

労働大臣
中村太郎 殿

一九八八・一二・二三

を多元化するとともに、中・長期的には穀物自給率六〇%の水準を実現すること。

二、食管制度の根幹を堅持するとともに、食糧管理制度特別会計への一般会計からの繰り入れを増やし、生産者米価と消費者米価の売買逆ザヤを拡大すること。良質米奨励金の削減を行わないこと。減反面積を拡大せず、その縮小をめざし、米飯給食の拡大、純米酒の振興、飼料用米、アルコール用米の振興で米消費を拡大すること。

三、米麦など主要農産物に対する国営検査制度を堅持すること。農業改良普及事業交付

金の一般財源化を行わず、同事業の一層の活性化をはかること。

四、牛肉生産の振興をはかるため、子牛の再生産を確保するような不足払いの水準を決定するとともに、肥育農家の所得を保障し、安全性・食味などの面で優れた牛肉生産をはかるための施策を講ずること。

五、養豚農家に生じている先行きへの不安に対応するため、牛肉生産農家に準じた手厚い対応策を講ずること。

五、みかんの生産を振興するため、立法措置によるみかん果汁への不足払いを行うとともに、安全性・食味などの面で優れたみかん生産をはかるための施策を講ずること。

六、農家負債を解消するための無利子長期（最長五〇年）の借り換え融資を導入するとともに、負債を抱える農家の農地や生産施設の国、自治体、農業公社による買い上げ制度や、負債農家が資産を売却する際の税の減免制度を創設すること。

七、中央集権型農政から地域農政への転換をはかるため、国から地方へ政策の決定権を移譲し、かつ、行政による農家経営への行き過ぎた介入を改めること。

八、土地改良事業等の工期が長く事業費も大きな事業の導入に当たっては、農民による自主設計を基本とするとともに、事業費の負担のあり方について関係者に周知徹底させた上で同意を得ること。また、田畠輪換の土地改良事業を推進すること。

九、肥料価格の大幅な引き上げをはかること。

十、必要最小限の機能を備えた、質素・廉価な農機具生産を奨励するとともに、中古農器皿市場を整備し、かつ、農器皿の協同利用を促進すること。

十一、農業価格の引き下げをはかるとともに、害虫の生態に応じた「減農薬」型の農薬散布の方法の開発と普及を行い、かつ、堆肥の導入による土作りや耐病性品種の開発など農家に準じた手厚い対応策を講ずること。

十二、有機農業の振興のため、その裏付けとなる科学的研究の推進、有機農家と一般農家の利害調整、有機農家の隣接地域でのゴルフ場建設の禁止などの措置を行うこと。

十三、いわゆる「補助金カット」によって補助率が削減されている農林水産関係事業について、ただちに補助率の復元を行うこと。

II 森林・林業関係予算について

一、相続税を改正し、立木一代一回納付か、林業経営を続ける間は納税猶予とすること。なお、林地の評価の仕方も再検討すること。

二、幹線林道、集落を結ぶ林道、国民が自然を享受するための林道で収益の対象となるない林道は公費の負担で開設すること。

三、間伐助成の対象地を拡大し、補助率（現行四五%）の引き上げをはかること。

四、森林整備公社（地方自治体設立）の長期貸付利子の助成をはかること。

五、共有林・不在村地主などの所有権など権利と管理について現地を調査し、管理の仕方を再検討すること。

六、林業・林産業の協業化・共同化に当たつての援助・助成制度を強化すること。

七、後継者対策の一環として「山と緑」につ

どの総合的な手法により農薬依存からの脱却をめざすこと。

いての教育を充実させること。

八、国有林対策として、以下の施策を講ずること。

①借り換え措置については、現行のように、償還金の半額の範囲で不足する財源の範囲を対象にするのではなく、全額を対象にすること（民有林並みの償還期間・利率に近付けるため）。

②保安林内の林相改良、間伐については、一般会計から繰り入れる対象を拡大すること。

③国有林と民有林と一体で開設することが適当で、山村集落の定住条件整備にも効果の大きい林道開設は公費負担とすること。

④リゾート開発にふさわしい森林施業（修景伐採・修景植栽）、林道開設で収益の伴わない部分は一般会計の負担とし、収益の伴う場合は事業主体で実施すること。

⑤国有林材の販売については、地域活性化の観点に立って、地元業者へ配慮すること。

III 水産関係予算について

一、活力ある漁村を形成し、作り育てる漁業を積極的に推進するため、漁港の整備や沿岸漁場整備開発など漁業生産基盤の整備を行なうこと。

四、輸入水産物の急増と畜産物との激しい

二、わが国周辺水域における漁業開発を行うこと。ことに二百海里体制の定着、水産資源の減少などわが国漁業をめぐる厳しい情勢に対処し、国民に良質・新鮮な水産物を安定的に供給するため、資源の合理的分配と有効利用の観点に立って、①水産物利用面での新技術の開発、②栽培漁業の積極的展開、③海洋いきすの開発など技術開発と栽培漁業との連携による魚類養殖業の改善強化、④沖合漁場の積極的開発、⑤沿岸漁業改良普及員体制の強化・拡充、⑥資源管理型漁業の推進等の措置を講じ、わが国周辺水域内の漁業開発を積極的に行うこと。

三、慢性化している漁業経営の悪化に対処し、体質改善を行う観点から漁業生産構造の再編整備を行うこと。ことに沖合底曳網漁業など冲合・中小漁業の分野に資源管理型漁業を定着させるため、対象とする資源の量、漁場の範囲、沿岸漁業との調整などを充分に勘案して再編整備を行うようになるとともに、減船対象者に対する補償措置は、充分な予算措置によって国の責任で行うこととし、従来の、残存漁業者の負担となり経営圧迫の弊害を伴った從来の「とも補償」方式は廃止すること。また、漁業経営基盤の強化、漁協信用事業の整備強化をはかること。

競合に対処し、国内における需給調整を行うため水産物輸入窓口の一元化を行うとともに、消費者のニーズに対応できる水産加工品の開発など、加工流通体制の整備、消費・価格対策を積極的に講じ、水産業の体质強化をはかること。

五、厳しい国際環境に対処し、わが国遠洋漁業を適正規模で安定的に維持するため、強力な漁業外交を開発するとともに、技術援助や経済協力を積極的に行い漁場の確保をはかること。また、商業捕鯨の復活をめざして①調査捕鯨を継続し、②定期的な捕鯨国會議の開催、③反捕鯨国に対する説得、④IWCの正常化の努力など、一九九〇年モラトリアム見直しに向けて外交努力を行うこと。

一九八八年一二月二三日

日本社会党
中央執行委員長 土井たか子
農林水産局長 竹内猛利
農林水産部会長 田中恒利

農林水産大臣
佐藤 隆殿

一九八九年度法務省関係予算、 行政に関する申し入れ

- 六、借地借家法の改正問題については、事前に
関係諸団体の意見を徴するなどの手続き
を慎重に配慮して行なうこと。
3 罰則を廃止し、過料とすること。

右、申し入れる。

一九八八年一二月二〇日

国民の基本的人権の擁護と密接なかかわり
をもつ法務行政および予算について、左記事
項に留意するよう、申し入れる。

一、法務局の登記、戸籍、国籍、供託、行政
訴訟業務、および人権擁護事務は、いずれ
も地域住民と深いかかわりを持ち、その権
利と財産を守るうえで重要な役割を担つて
いるが、業務量の増大に対し従事職員が
全く不足し、業務の停滞、過誤、サービス
の低下、職員の健康破壊など深刻な問題が
発生している。

更生保護業務については、犯罪の多様化、
少年犯罪の増加などにより、業務が増大し
ている。

出入国管理業務は、外国人労働者の流入、
国際交流の活発化によって、出入国者が増
大し、入管業務も著しく繁忙を極めている。
よって、法務局、更生保護官署、出入国
管理官署の職員について、大幅な増員をは
かること。

法務大臣
林田 悠紀夫 殿

日本社会党法務部会長
稻葉誠一

二、法律扶助事業は、法律上の扶助をする
者の権利の擁護を目的とし、資力の乏しい
者に対する訴訟費用の立て替え、弁護士の
紹介、法律相談、法律に関する知識の普及
など、幅広い業務を行なっている。しかし
予算不足が深刻である。

よって、法律扶助事業に対する補助金の
継続的な増額をはかること。

三、日本弁護士連合会会館の建て替えについ
ては、司法制度に同連合会が果たしている
役割にかんがみ、法務省として最大限に協
力すること。

四、法務局等の老朽庁舎は、国民サービスの
観点から改築に努めること。また転勤者用
の宿舎の増設に努めること。

五、外国人登録法については、衆参両院にお
ける附帯決議の趣旨を踏まえ、次の点で抜
本的な再改正をはかること。
1 指紋押捺制度を廃止すること。

2 外国人登録証明書の常時携帯義務を廢
止すること。



従つてわが党は次のように強く申し入れます。

一九八九年度科学技術予算 に関する申し入れ

記

一、原発の開発にかえて、燃料電池発電、太陽光発電等々のクリーンエネルギーの開発にこそ十分な予算をふりむけ体制も整備すること。

二、新型転換炉、高速増殖炉等の建設を中止すること。

原子炉における予測を越えた中性子脆化の進行は、脆性破壊によるチエルノブイリ以上の事故発生の確率を高めています。

世界の多くの国々は、国民の安全を願う気持を何よりも尊重して、すでに脱原発にむかいそのための研究開発に多額の予算をむけています。

放射性廃棄物の地下処分場や大再処理工場が計画されている六ヶ所村をみると、軟弱な堆積岩地帯で、地下水位は地表面のすぐ近くまであり、しかも大小の活断層が何本も走っています。時として大地震も起る地帯であり、その上、時折墜落する三沢基地の日米航空機の演習空域があるという、世界に類のない恐るべき立地条件です。

四、何の意味もない原子力船「むつ」の試験計画は即時中止し、試運転によって核分裂生成物を生じさせることのないまま、廃船処分とし、博物館とすること。

五、四月施行予定の放射線被曝線量基準緩和は中止し、現行職業人の年五レム、三カ月三レム、公衆の年〇・五レムをそれぞれ〇分の一に改め、食品中の放射能暫定基準一kg当たり三七〇ベクレルも一〇分の一に引き下げるここと。

高速増殖炉が挫折したということは、再処中止を決め、EC諸国による「スーパーフェニックスII」の計画は流れました。

聞もなく国連決議に反してナンビア産ウランを南アフリカから密輸してまで、原発開発を推進している有様です。

また、遺伝子工学や放射線の利用は、食品のなかに発ガン性物質等の有害物質が発生する恐れをもたらしています。

科学技術庁の予算は依然として原子力開発に余りにも偏っています。オーストリア、スウェーデン、デンマーク、イタリアをはじめ

世界の多くの国々は、国民の安全を願う気持を何よりも尊重して、すでに脱原発にむかいそのための研究開発に多額の予算をむけています。

高速増殖炉については、すでに一九八三年にアメリカのクリンチリバー原型炉の建設が中止され、あれほど力を入れていたフランスでも、「スーパーフェニックス」が挫折し、サッチャー首相さえ今年七月に研究開発計画の中止を決め、EC諸国による「スーパーフェニックスII」の計画は流れました。

宇宙開発についても事態の進行は重大です。通信衛星「さくら2号」の自衛隊への明渡にはじまって、ついにSDIへの参加・協力にまでエスカレートし、「国会決議」を完全に反古にしてしまう状況です。こんな不条理等々の核燃料サイクル全体が無意味になることを示しています。しかし日本は、恥も外聞もなく国連決議に反してナンビア産ウランを南アフリカから密輸してまで、原発開発を推進している有様です。

また、遺伝子工学や放射線の利用は、食品のなかに発ガン性物質等の有害物質が発生する恐れをもたらしています。

い限り、実用化や輸出入を許可しないこと。

七、宇宙開発は平和利用を推進し、行政の元化をはかるとともに、人工衛星の防衛庁による利用を中止し、SDIの研究開発にたいする日本の参加・協力を即時中止させること。

八、「深海六〇〇〇」の建造のみにとどまらず、海洋開発の推進強化をはかること。

九、地震、台風、豪雨、豪雪、噴火等にたいする防災対策の開発体制を拡充すること。

十、ガン等難病、老人性痴呆症、精神障害対策の研究を充実すること。
以上、他省庁とも協力し、イニシアチブを發揮するよう申し入れる。

一九八八年一二月二三日

科学技術庁長官

伊藤宗一郎 殿

日本社会党科学技術政策委員会

委員長 村山喜一

日本社会党科学技術部会

部会長 野坂浩賢

特集

II 竹下内閣不信任関係

一九八八・一二・二三（衆議院本会議）

竹下内閣不信任決議案（委員長）

私は、日本社会党・護憲共同を代表いたしまして、ただいま議題となりました竹下内閣に対する不信任決議案について、提案の趣旨を説明し、御賛同を賜りたいと存じます。

私は、日本社会党・護憲共同を代表いたしまして、ただいま議題となりました竹下内閣に対する不信任決議案について、提案の趣旨を説明し、御賛同を賜りたいと存じます。

まず決議案の案文を朗読いたします。
本院は、竹下内閣を信任せず。

右決議する。

私は、ただいま「本院は、竹下内閣を信任

せず。」と読み上げましたが、実は、本院以前に主権者国民は、竹下内閣に対して既に不信任を突きつけているのであります。

最近行われました各種の全国世論調査を見ますと、内閣支持率は軒並み二〇%台となり、中には二〇%を割るものもあるのであります。また、不支持率、支持しない人々の数は、いずれの調査でも支持する人々のほぼ倍となり、はつきりと竹下内閣不信任を表明いたしております。

政治において最も重きをなすものは国民の

信頼であります。「信なくば立たず」は、民主政治を志すすべての者によりどころでなければなりません。その国民の信は、もはや竹下内閣を去つてしましました。本不信任案の趣旨を申し上げるに際して、私は、何よりもこの事実に同僚議員の皆様が注意を向けていただきたいと想うのであります。国民の信が去り、今私たちが不信任案を上程する理由の第一は、竹下内閣が、世界のとうとうとしたうねりをよそに、ひたすらひきよう、卑小な自民党政治の腐敗、汚濁を守ることにのみ開け暮れたことであります。

竹下内閣が成立して既に四百日余りがたちました。この間、世界は、米ソ対話が深まり、中東の流血を終わらせる話し合いが始まるなど、緊張緩和と軍縮、平和の着実な進展が見られ、さらに、すべての地球人類がともに生き、ともに助け合う道を探る一步を進めようとしたのであります。

それに対して、大国日本の内閣は、右手で国民こぞつて反対する大型間接税、すなわち消費税の導入に明け暮れ、衆参両院で強行採決を繰り返しました。一方、左手では、国民こぞつて怒りをあらわすリクルート疑惑を隠し、ごまかすことに躍起になりました。この二つ以外に何があつたのでありますか。

思うに、竹下内閣がこのような悪質卑小の政治姿勢に終始したことは、竹下内閣が誕生

した経偉に由来するところ大であると思います。

よく知られておりますように、竹下総理は、中曾根前総理の指名によって、自由民主党の十二人目の總裁に就任いたしました。極めて異例と言える後継指名でございました。その結果、竹下内閣は当初から中曾根前内閣の悪しき遺産を手かせ足かせに出発するという宿命を負つたのであります。そして、次をねらうニューリーダーとともにオール与党体制を組み、消費税導入の強行採決を繰り返し、リクルート隠しに狂奔してまいつたのであります。派閥連合政党あるいは政権株式会社と呼ばれながらも、党内の異論が政権の暴走をチエックしてきた自民党のわずかな取り柄は、オール与党体制で失われてしまったのであります。

その意味において、竹下内閣に対する不信

任決議案は、同時に、我が国憲政の根本である議会制民主主義を危機に追いやつた自民党総体に対する国民の不信任であり、国民的糾弾にほかならないと言えましょう。

さて、竹下総理は、中曾根前内閣において長い間大蔵大臣を務め、その後、与党幹事長として売上税導入の總指揮をとり、それ以前の大平内閣時代におきましても、大蔵大臣として一般消費税の導入を画策いたしました。そのいすれもが、我が党を初めとする野党と

国民の総反撃の中で挫折せざるを得なかつたのであります。

御承知のように、太平内閣の当時、財政再建に関連いたしまして、一般消費税は導入しないとした国会決議は、竹下総理を初め自民党を含む全会一致で可決されたものでござります。その後、中曾根前総理が本院予算委員会で示された大型間接税に関する政府統一見解並びに一昨年六月の総選挙における大型間接税は導入しないとした自民党の選挙公約など、竹下総理はいずれの場合においても最高責任者の一人として主導的役割を果たしたのであります。昨年中曾根前内閣が提起した売上税は、こうしたいきさつを全く無視し、選挙公約を破つたがために、三百議席体制にもかかわらず廃案の憂き目に遭い、中曾根退陣に道を開いたことは記憶に新しいところであります。

実際に、事実の問題として、ここにおられる大半の同僚、なかなか自民党議員は、過般の選挙で大型間接税に反対すると公約して議席を得たはずでござります。その点で、竹下内閣には大型間接税の導入を中心とする税制改革を提案する資格がないばかりでなく、我々が消費税を審議すること自体、選挙公約との関係で疑わしいのであります。

私たちの党を初め、野党がこぞつて、大型間接税の導入を強行するのであれば、まず国

会を解散し信を国民に問えと繰り返し強調し

てまいりましたのは、そうした国民との約束を大事にしたいからにはなりません。それなしにどうして政治に対する国民の信頼が確保できるでありますか。竹下総理が政治生命をかけるとして提案している消費税は、この政治の原点に対する挑戦にほかならず、断じて許すわけにはまいりません。

ところで、税制六法案の根幹というべき消費税法案は、竹下総理が政治生命をかけるに値する内容であるのかどうか。この問題の回答は、竹下総理自身の答弁で明明白白になつております。すなわち、消費税法案には多くの欠陥があり、早晚見直しが必要であるとの見解を示し、大蔵当局も四、五年後の見直しを堂々と答弁してはばからぬ。そのような欠陥税制がなぜに抜本税制改革と呼ばれるのでありますか。まさに羊頭狗肉のたぐいと申すほかありません。

竹下内閣・自民党が今国会で強行採決を重ねている税制改革は、勤労者を中心とする多くの国民が共通に抱いている不公平感を解消し、高齢化、国際化に対応する税制を確立するというのが最大のふれ込みでございます。しかしながら、不公平税制の典型である企業優遇税制、土地税制を初め、赤字法人課税、みなし法人課税、医師優遇税制、宗教法人課税など、何がどのように是正されたのであり

ましょか

確かに、所得税法等の改正により税率のフット化は進みます。しかし、これとて高額所得者にはより厚く、中低所得者には極めて薄い上に、消費税導入による増税の結果、その格差はますます拡大するという矛盾を抱えています。まして、高齢者である年金生活者、

逆進性の問題を初め、八つの懸念について再三言及されました。しかし、何回答弁を繰り返されても、矛盾の解明が進むわけではなく、かえつて自縄自縛となり、その結果、消費税の弾力運用などという、租税法律主義も無視した税務当局の恣意にげたを預ける奇妙な税制がまかり通る事態になつてゐるのであります。

私は、最近、二つの有力新聞の社説に注目いたしました。

消費税法案という大型間接税の導入に疑問を持つある新聞は、消費税法案は公正、公平という税制改革そのもののうたい文句に疑問があるとし、一方、大型間接税導入を是とするもう一つの新聞は、消費税の不公正、不公平について厳しく注文をつけ、修正を迫っています。このように、賛否の立場が全く異なります。

るにもかかわらず、竹下内閣の消費税法案が公正でなく、公平でないという点については全く共通した認識を示しているのであります。ここに消費税の最大の欠陥が集約されています。いふと言つても過言ではありません。

今からでも遅くはない。選挙公約に違反し、内容的に重大な欠陥を持つ消費税法案は棚上げにし、もう一度国民の意見を謙虚に聞き、民主的な討論の上に高齢化社会に備えた税制のあり方を探求すべきであると確信するものであります。

千載に悔いを残す欠陥税制であるにもかかわらず、自民党の皆さんには、まさにオール与党体制のもとで、衆議院に続き、参議院においても単独で強行採決を重ね、我が国議会政治の基本である議会制民主主義を破壊する蛮行に及んでいます。国民の信頼と合意を前提とすべき税制改革が自民党の単独強行採決で成立するということは、前代未聞でございます。国民だれ一人として納得しないであります。

しかも、衆・参両院における税制法案の強行採決は、今臨時国会のもう一つの焦点であるリクルート疑惑解明がさらに究明の歩を進めようとするとき、これに戸を閉ざすようにして行われていてあります。この場合は、端的に申し上げて、自民党による強行採決がリクルート隠しの役割を果たしているということであり、それが国民の政治不信を増幅しているのであります。リクルート疑惑の究明はあるゆる問題に優先しなければならないにもかかわらず、竹下総理の関係者が株譲渡に関与していることの事実関係すら明らかにせず、資料提出も拒否し続けていることは、リクルート疑惑にふたをしていると非難されても抗弁しようがないと言えましょう。

言うまでもなく、リクルート疑惑は、内閣総理大臣が関与したロッキード疑惑に比べ物にならない広さと深さを持ち、昨今の経済社

会情勢を反映した新型の構造汚職にはかなりません。しかも、リクルート疑惑は、前政権である中曾根内閣の臨調行革、民活、規制緩和路線と密接に関係する政権汚職であり、その意味では韓国の全斗煥不正事件、フィリピンのマルコス疑惑と酷似いたしております。

この政権汚職は、政界、官界、財界、学界、マスコミ、地方自治体にまで及び、とりわけ政界では、前内閣の中曾根総理、官房長官、副長官などの中枢が関与し、現内閣でも竹下総理、宮澤前大蔵大臣を初め、与党幹事長、政調会長ら首脳陣が軒並み名を連ね、ぬ手にアワの巨大な利益を一夜にして手にしていきます。

店頭登録前の未公開株の譲渡が単純な経済行為であるはずがないことは、一人前の良識ある人ならばだれでも判断できることであります。このためNTT会長初め民間の関係者の多くが職を辞しているにもかかわらず、政治家は宮澤前大蔵大臣をスケープゴトにしたのみで、与党はだれ一人として責任をとらず、疑惑解明に目をつぶり、消費税導入を強行してきたことに、国民は心の底から煮えくり返えるような思いで怒っているのであります。

忘れてならないことがあります。宮澤大蔵大臣は、竹下総理がみずから選んだ副総理であり、大蔵大臣がありました。この人の辞

職を認めただけで竹下総理の責任が免れると思つたら大間違であります。任命権者の責任はいかが相なるのでございましょうか。本来、みずからが責任をとつておやめになるのが政治の常道というものでございます。ましてや、みずから行政機関の最高責任者としての責任はとらず、全くリクルート疑惑に関係のない一般国家公務員の綱紀を正すという通達を出すなど、まことにこつけ一千萬と申さねばなりません。

竹下総理が答弁していますように、それはそれ、これはこれという脆弁で済む問題ではないことは、改めて申し上げるまでもないと存じます。言いかえれば、国民のリクルート疑惑に対する怒りと消費税導入に対する怒りとは同根にほかなりません。

しかるに、竹下総理は、自民党総裁という立場を背景に、リクルート疑惑の解明にふたをし、消費税導入の強行採決を繰り返し、国民世論の風向きが厳しくなると、あたかも政治改革に熱心であるかのようなポーズをとる。我が国に憲政が開かれて以来、こんな理不尽な、無法な、国民無視の国会があつたではありませんか。

今、政治が国民に問われていることは、金権腐敗の政治を一掃し、政治家の倫理、道義を立て直すこと。そのことを通じて国民の政治への信頼を回復することであると確信いた

一九八八・一二・九

党 声 明

日本社会党中央執行委員会

します。この点においても、竹下総理は、公約違反の税制改革の強行はもちろんのこと、みずからにかかるリクルート疑惑解明に全く誠実でないことは、内閣総理大臣として極めて不適格であり、かつ、その職にとどまることは、我が国の今日並びに将来において国民に大きな不幸、不利益をもたらすことは必ずあります。したがいまして、国民の信を取り戻す道は、竹下総理が、内閣總辞職か、しからずんば解散・総選挙か、この二つにつきを選択されることであります。はつきりしていただきたいと存じます。私は、国民の名において、ここに憲法第六十九条により内閣不信任を提出いたします。

本院はただいま申し述べました竹下内閣不信任決議案を採決することが議会制民主主義を守る唯一の道であることを、心から訴えます。この提案は、報道を通じて国民が今か今かと待つており、国民の大多数はもう手を挙げて賛成をいたすであります。その点を十分御承知の上で超党派の皆様の御賛同を心から期待いたしまして、私の提案を終わります。ありがとうございました。

一、宮沢大蔵大臣は、本日、リクルート・コスマス未公開株譲渡問題の責任を取つて辞任した。リクルート疑惑の真相解明を要求する野党の追及に対し、ノーコメントからはじまり、国会質疑の中で繰返しなされた食言は、国民のリクルート事件に対する疑惑を深め、政治に対する信頼を大きく失わせたのであって、今回の辞任は当然である。同時に、今回の辞任によって、宮沢大蔵大臣は政治的責任を免れるのではなく、なお自らの疑惑解明に当たる責任があると言わなければならぬ。

一、竹下内閣は、初めに消費税ありきとの方針でこの国会にのぞみ、消費税関連六法案の審議を尽くさず、リクルート疑惑隠しに狂奔し、議会制民主主義を破壊する強引な国会運営を続けてきた。こうした竹下内閣の全貌を解明する闘いは、いまだ途半ばである。わが党は、政権の中枢に及ぶ構造的汚職事件としての本質を持つリクルート疑惑の真相究明に今後とも全力を擧げる決意である。

一、竹下内閣として極めて不適格であり、かつ、その職にとどまることは、我が国の今日並びに将来において国民に大きな不幸、不利益をもたらすことは必ずあります。したがいまして、国民の信を取り戻す道は、竹下総理が、内閣總辞職か、しからずんば解散・総選挙か、この二つにつきを選択されることであります。はつきりしていただきたいと存じます。私は、国民の名において、ここに憲法第六十九条により内閣不信任を提出いたします。

本院はただいま申し述べました竹下内閣不信任決議案を採決することが議会制民主主義を守る唯一の道であることを、心から訴えます。この提案は、報道を通じて国民が今か今かと待つており、国民の大多数はもう手を挙げて賛成をいたすであります。その点を十分御承知の上で超党派の皆様の御賛同を心から期待いたしまして、私の提案を終わります。ありがとうございました。

一、宮沢大蔵大臣は、本日、リクルート・コスマス未公開株譲渡問題の責任を取つて辞任した。リクルート疑惑の真相解明を要求する野党の追及に対し、ノーコメントからはじまり、国会質疑の中で繰返しなされた食言は、国民のリクルート事件に対する疑惑を深め、政治に対する信頼を大きく失わせたのであって、今回の辞任は当然である。同時に、今回の辞任によって、宮沢大蔵大臣は政治的責任を免れるのではなく、なお自らの疑惑解明に当たる責任があると言わなければならぬ。

一、竹下内閣は、初めに消費税ありきとの方針でこの国会にのぞみ、消費税関連六法案の審議を尽くさず、リクルート疑惑隠しに狂奔し、議会制民主主義を破壊する強引な国会運営を続けてきた。こうした竹下内閣の全貌を解明する闘いは、いまだ途半ばである。わが党は、政権の中枢に及ぶ構造的汚職事件としての本質を持つリクルート疑惑の真相究明に今後とも全力を擧げる決意である。

一九八八・一二・二四

党 声

明

日本社会党

一、わが党は、この臨時国会の終盤に当り、衆議院において内閣不信任案を提出し、参議院においては問責決議案を提出し、竹下内閣と関係閣僚の責任を追及した。

た。わが党は、今後とも国民世論を背景に消費税の導入を許さず、不公平税制のは是正、国民合意に基づく、二一世紀にもたえうる抜本的税制改革の実現にむけて努力する。

一、いま、政治が国民に問われていることは、金権腐敗政治の一掃、政治家の倫理と道義の立て直しである。自らが加わるリクルート疑惑解明にすら全く熱意を示さなかつた竹下首相には、政権担当の資格はない。わが党は、竹下内閣退陣・国会解散を要求して闘う決意である。

一九八八・一二・二二

衆参両院における証人の偽証等について

日本社会党

一、自民党・竹下内閣は、三重の公約違反であり国民の圧倒的多数が強く反対した消費税関連六法案の強行成立をはかるため、長期にわたり会期を異例に延長し、衆・参両院で単独強行採決の暴挙を行ない、議会制民主主義を蹂躪した。同時に、中曾根前内閣以来の政権汚職ともいべきリクルート疑惑事件について、国民の強い期待にもかかわらず真相隠しを図り、宮沢大蔵大臣の辞任をもつてリクルート疑惑にフタをしようとしている。

衆議院リクルート問題に関する調査特別委員会と参議院税制問題等に関する調査特別委員会は、リクルート疑惑解明のため、夫々三名の証人の証言を求めたところであるが、宣誓のうえ行つた証言のうち、偽証の疑いが濃いものは次のとおりである。

第一、江副浩正証人
1 株譲渡の趣旨、目的について
高石氏、加藤氏とも、およそ十年この方親しくして頂いており、個人的親交の中で株式を取得していただいたとした

また、リクルート疑惑の解明はいまだ道半ばであり、その真相究明を図るとともに、竹下内閣の法的、政治的、道義的責任を徹底的に追及する決意である。

点。（衆議院リクルート問題調査特別委

会議録（八八年一月二一日、以下同じ）

二頁四段目）

2 第三者割当先からの買い戻しについて

リクルートあるいはリクルートコスモスが第三者割当の割当先から買戻した事

実はなく、割当先から別の人への販賣を「あっせん」しただけとした点。（三頁一段目）

3 スーパーコンピューター購入でNTTを経由した理由について

NTTを経由してスーパーコンピュータを購入したことに関し、技術が高度なもので機械が故障した場合、メンテナンスに不安を感じていた。NTTが保守管理し、トラブルの場合のアフターサービスをしても良いとの話があり、NTTから購入した方が安全だ、とした点。（三頁三～四段目）

4 再譲渡者中の政官界関係者について

委員会に提出されたリストに早坂氏の名前が抜けていたが、それ以外に政官界関係者の名前はないと報告を受けている。まちがいないと存じている、とした点。（四頁三段目）

お詫びの文書の中で、私の記憶でも政

官界関係者はほかにはございません。政官界関係者以外の方にこれ以上のご迷惑

をお掛けするのは到底忍びがたいので、ご容赦頂きたい、とした点。（七頁四段目）

5 政官界関係者への株式譲渡の基準について

政官界への株式譲渡の基準については、かなり場当たり的、その時の思いつきでやったとした点。（五頁一段目）

6 株式譲渡の趣旨、目的について
イ、六一年九月分の株式譲渡についても、できるだけ多くの信頼できる人に株式をもつてもらいたいとの思いをもつて株を持つていただいた、とした点。（五頁一段目）

7 リクルートからリクルートコスモスに籍を移した社員あるいは幹部社員に對し、株式を持たせたい、そのためには第三者割当先の中からお譲りいただきしか道はないと考え、第三者割当先からお譲りいただいた、とした点。（五頁二段目）

8 いわゆる還流株以外の株式譲渡の有無について

あたかも新藤会長という誤解があればそれは誤解でありまして、そういうことは新藤会長には関係のないことのございます、とした点。（五頁二段目）

9 分売価格設定のいきさつについて

株式も非常に急激な勢いであがついる時期でございまして、当時、八月から九月にかけて類似業種方式で算定した株価が三一二〇円でござります。それを三〇〇〇円とみなして売買したわけでございますが、その後予想以上に株価が高騰いたしまして、私どもとしては思いもかけぬ分売価格になりました、とした点。（一頁三段目）

10 再譲渡された株式の売却について

率直に申し上げて、もう少し持つていて何かの見返りがあるとか、あるいはこういうふうなことをしてもらうとか、そういうふうな考えは毛頭なかつたとした点。（一〇頁一段目）

7 村田秘書への株式譲渡と真藤会長との関係について

11 なお、証言拒否、約束した資料提出等

の不履行がある。

① 講渡先の全氏名を公開せよとの求めに、「民間人についてはご容赦いただきたい」と主張しつづけた点。(六〇七頁)

② 金融機関の社員並びに幹部社員の氏名の公表については、お名前並びに株式について記憶しておりませんのと、後日日を改めてということにさせていただきたいとした点。(六頁四段目)

1 株式譲渡のいきさつについて
魚釣りの釣り仲間の元リクルート社員、辰巳雅朗氏が、何かの会合で顔を合わせた際、そこで譲渡話があつたとした点。(一八頁四段目)

イ、私はあくまで株の売買を個人の立場で行つただけで、審議委員の就任とは全く無関係なことであるとした点。(一五頁四段目)

2 日本就職情報出版懇話会から加藤職業安定局長宛の「職業安定法の一部改正に関する要望書」(昭和五九年八月八日付)について、

ロ、株の売買行為として執り行つたという認識は今も変わりませんとした点。(一七頁二段目)

3 株式譲渡時のいきさつについて
(公開したら値段が上がる、売れば利益が上がるという趣旨の説明の有無について) そういう説明は聞いていない、とした点。(一四頁一段目)

4 株式譲渡時のいきさつについて
(公開したら値段が上がる、売れば利益が上がるという趣旨の説明の有無について) そういう説明は聞いていない、とした点。(一四頁一段目)

5 生涯学習振興財団設立のいきさつについて

いて

第二、高石邦男証人

1 文部省とリクルートの仕事の関係について
イ、十年来江副さんとつき合つてきましたが、仕事のことでの江副さんと話をした記憶は一回もない、とした点。(一五頁一段目)

ロ、文部省自体がリクルート社との仕事のかかわり合いというのはほとんどないという認識でいたとした点。(一五頁一段目)

2 歴代大臣がリクルートに講演を行つてることについて
「そういうところに行かれたかどうかは私は知らない」とした点。(一六頁二段目)

3 株式譲渡の趣旨について

第三、加藤孝証人

[参議院における偽証等]

第一、江副浩正証人

1 証券業協会の自主ルールの違反について
が参りましたのは、向こう(帝京大学)の理事会で正式の決定が行われた後で、そういう話を私のところに話しに来られたので、それは大変結構な構想だと賛意を表したとした点。(一七頁四段目)

八年一二月六日、以下同じ) 一七頁二段目

2 リクルートコスモス社の役員の実際の

持ち株数が同社の有価証券報告書に記載

がないことについて

「多分有価証券報告書作成担当者の何らかのミスでそのようになつたと思う」という証言。(一七頁一段目)

3 第三者割当先からの株の事実上の買い戻しについて

「私が第三者割当先から株式を買戻したという事実は全くない」(一七頁二段目)、「あっせんをリクルート側で行つた」(一七頁三段目)といふ証言。

4 店頭登録の際の分売価格に関する

「六一年の八月末に類似業種方式によつて算定したもののが三一五〇円であつた」という趣旨の証言。(一八頁一段目)

5 株式の売却益の振り込み先とか売買の経過について

「私は第三の方にお譲りいたただくようお願いした。私に、買戻してほしいということを申し上げた事実はない」という証言。(一七頁四段目)

6 株式譲渡の認識について

「リクルートコスモスの株式を立派な方

ロ、ワールドサービスについては、わたしの方が出向いて第三の方にお譲りいたただくようお願いした。私に、買戻してほしいということを申し上げた事

は、私は第三の方にお譲りいたただくようお願いした。私に、買戻してほしいということを申し上げた事

ない」との証言。(三〇頁一段目)

ハ、融資の担保として株券をファースト

ファイナンスが預かり、売却差益だけ

を本人の口座に振り込んだ例について

「私は断ればビジネス上の信用を失うと

て、「私どもがそういう株式の売買の代行をしたという例はない」「そういうこ

とをわたしどもがしたという事実はない」「株券をお預かりしても売買に関しては御本人の行為」という証言。(いづれも三〇頁三段目)

6 株式譲渡の認識について

「リクルートコスモスの株式を立派な方

に持つていただくことで、社員の励み、

張りになる」(一九頁四段目)、「こんなに

大勢の方がこんなに早くお売りになると

は私どもは思つてもいませんでしたの

で、大変に驚いた」(三〇頁一段目)といふ証言。

7 ファーストファイナンスの株式公開予定について

「ファーストファイナンスについて近々

のうちに株式を公開するという計画は持つていらない」という証言。(一七頁一段目)

8 なお、株の再譲渡を受けた民間人の氏名について、証人は名前を全部公表する

ことは到底私どもとしては忍びがたい」として、正当な理由なく証言を拒否した。

(一六頁二段目)

第二、式場英証人

1 株譲渡を受けた際の認識について

「私が断ればビジネス上の信用を失うと

考へた」(二二頁三段目)、「お客様の御依頼でございましたので、信用を失うといけないということでお引き受けしました」

(三二頁三段目)、「御指摘のようなりスクは

当然うけなきやいけないと考えて判断し

た」(二二頁二段目)などの証言。

2 株の値上がりが見込まれるという話について

「記憶はございません。私は聞いていません」とした証言。(九頁三段目)

3 リクルート社からの接待、贈り物について

「社会的常識の範囲であつた」とした証言。(一二頁三段目)

4 回線リセール事業の着想について

「六〇年の七月に高速ディジタル回線の大

量申し込みがなされ、その時点が開始

の時期」(三二頁四段目)、「企業INSの検討の中では全く他人に借すという話は出てまいりませんでした」とした証言。(四五頁二段目)

5 リクルート社への優先的サービスおよ

び同業他社へのサービスについて

「他社へも同様なサービスをさせてい

ただいた」(二二頁四段目)、優先順位確

保に動いた「事実は全くございません」という証言。(五頁一段目)

ロ、リクルート社の社員が「トラフィックを見せよ」「これは本社も了解すみだ」等といつて営業活動をしたことを

「私は存じておりません」とした証言。

(六頁四段目)

6 R・VAN推進本部の仕事について

「その全国的な工事の手配をするのに、従来にない新しい、さらにまた大量の仕事をしなきやいけないということでつくつたのであり、営業の手伝いをするためにつくつたわけではありません」とした証言。(六頁一段目)

7 同行営業の目的、回数について

1 イ、「回線リセールのためにしたことはない」(五頁二段目)、リクルート社側が「私をどういうふうに利用していたかについては、私は知る由もなかつた」(一三頁三段目)、「むしろ私どものほうからお願いをして参った」(六頁一段目)、「私は企業通信システムがどういうものか、総論的に申し上げた」(五頁三段目)、「リセール回線というものについての認識が、まだ大変低かつた」(一三頁四段目)などとした証言。

ロ、「六、七回であり、行つた先は金融機関が大変多うございまして、都市銀

行、信託銀行、証券会社が多く含まれております」(五頁二段目)、他社について

「六一年度の七月以前の問題については「一、二回あつたのではないか」(六頁一段目)とした証言。

第三、長谷川寿彦証人

1 株購入に際して値上がりを知っていたかどうかについて

「江副さんのときも小林さんとの会話の中でも、そのことについてはお話を出ておりません。それから、私もその件についてはお尋ねをいたしませんでした」と

の証言。(參議院税制問題調査特別委員會議録(八八年一二月七日、以下同じ)三

頁四段目)

2 リクルート本社の株を取得していたことについて

「今まで株につきましては、例えば自分で研究するとか、そういう本を読むとかいうような研究をして自分で銘柄を指定して買うというようなことは一度もやつたことがございません。いずれも、今まで全部で十数回ぐらいかと思いますが、証券会社の方に勧められて売買をしたといふことだ」との証言。(三頁四段目～四

頁一段目)

3 RCS事業への関与について

4 スーパーコンピューター購入への関与について
「六一年度の七月以前の問題については「それ以前のことといいますか、なぜNTTがクレイ社からコンピューターを購入し、設計建設受託を行つたか」という、そのあたりは私にはわからないことでござります」(六頁二段目)との証言。

5 スーパーコンピューター購入決定について
「私は存じておりません」(六頁二段目)

6 スーパーコンピュータ転売の経緯について
「江副さんの御発言が正確さを欠いていたかどうかちょっとわかりませんけれども、保守とか運用という言葉は世の中でも非常に混同して使われておりますので、そういう点では総合的な技術に期待をし、かつ運用面も含めてNTTがやつてくれるということで頼んだというふうに私は理解を致しております」との証言。

7 江副氏との関係について
「二人だけで何か会つたというようなことは余りございません」(七頁三段目)、「私の専門に関するいろんなディスカッ

ショーンとかアドバイスをもとめるようなことはほとんどございませんで、専ら別

一九八八・一二・三〇

リクルートコスモス社株式の 譲渡リストについて

日本社会党
リクルート等調査特別委員会

リクルート社およびリクルートコスモス社は、一九八八年一一月一五日、衆院リクルート問題に関する調査特別委員会に対して、「リスト1」（昭和五九年一二月、リクルート社から譲渡分）と「リスト2」（昭和六年秋、リクルートコスモス社の第三者割当増資先からの譲渡分）を提出した。この二つのリストの性格、内容は次のようなものである。

【リスト1】について

1 「リスト1」は、昭和五九年一二月、リクルート本社所有株から一二五万六〇〇〇株（額面五〇円という安値で譲渡されたものである。政官界関係者としては、小松、伊吹、

浜田、森の四名しか記載されていず、これすべてという説明であつたが、翌日には田中角栄元首相の秘書、早坂茂三氏が「会社役員」の欄で三万株（リストでは額面五〇〇円のため三〇〇〇株）を譲渡されたことが明るみに出た。

2 政界関係者のうち、早坂氏分から一万株が氏名不明者に、浜田氏分から一万株が「会社役員」に、森氏から一万五〇〇〇株が安部氏秘書の清水二三夫氏に、それぞれ六年九月一〇月に再譲渡されており、これもリクルート側の関与によるものとの疑いが強いが、その趣旨、目的は未解明である。

【リスト2】について

1 このリストの人数延べ八三人（実数七九人）中、リクルート側が政官界関係者として記入したのは延べ二六人（実数二二人）であるが、太田英子氏（中曾根前首相の山王経済研究会）を除けば、すべてそれまでに判明していた者ばかりであった。

イ、このうちドゥベスト社経由の八万株、九人については一〇月一一日に社会党と共産党が発表したが、ほとんどが政官界関係者で占められ、とくに宮沢大蔵大臣が本人名義で譲渡されていることが明る。

な話をしていたというふうに記憶いたしております」（七頁三段目）との証言。

3 さて、この譲渡にあたってリクルート社は、三九人と三七人の二回に分けたと主張し、リストもそのように構成されている。しかしこれは、五〇人以上への同一条件、同一時期の譲渡は証券取引法第四条の「売出し」とみなされ、事前届出が義務であることを知りながら、この届出を回避し、投資家に（つまりは世の中に）情報を開示することを免れようとした違法行為であった。大蔵省は三年の時効が過ぎたため、行政指導として届出を提出するように要求しているが、リクルート側は今なお提出していない。

みに出て、宮沢釈明のウソの上塗りから辞任への推進剤となつた。

口、ビッグウェイ社経由の一・二万株、一四人については、一一月九日に社会党の当特別委員会が公表した。とくに、「福田勝之」氏（一万株）については、竹下首相の縁戚者であることが明らかになり、竹下首相のそれまでの説明（「自分の関係者では青木伊平の二〇〇〇株しかない」）がウソであつたことが露呈した。

ハ、ワールドサービス社経由の二〇万株、二四人についても、一二月一〇日に当特別委員会がほとんどを公表したため（一二月二〇日の二人公表で完結）、この時点で八割近くが解明された。

二、エターナル・フォーチュン社経由の二〇万株、一四人については、証人喚問等で数人が明らかになつていて、その他のコスマス社役員や三起経由の一六万株、二二人のうち未判明の八人などについては、一二月二二日に共産党が公表した。

このように、わが党をはじめとする調査の中で次々に還流株の再譲渡先が判明し、氏名公表に関する江副氏の度重なる証言拒否にもかかわらず、一二月二二までに全氏名が確定した。

2 政官界関係者については、次のような株

の配分数となつており、江副氏の否定証言にもかかわらず、譲渡に一定の基準があつたことを示している。即ち原則として、トップレベルには万単位で、その他の政官界には五〇〇〇株、秘書には一・三〇〇〇株というような具合にである。（本項末尾の表参照）

3 「民間人」の株売買については一般的には是非を論じる立場はない。しかし今回の株の譲渡には、「民間人」であつても多くの問題点や疑惑がはらまされている。

イ、コスマス社等の役職員が一八人、三〇万五〇〇〇株の再譲渡を受けている。このうちコスマス社の役員だけを見ると、八人、一七万五〇〇〇株については、同社の有価証券報告書の役員所有株の欄に記載がなく、有価証券報告書の虚偽記載として証券取引法違反に当たる。またこの八人は、証券業協会の自主ルール（制限期間中の役員＝特別利害関係者の株売買の禁止）にも違反している。

ハ、さらに、信託銀行の役員・幹部が五人、計二万九〇〇〇株を譲渡されている。これらは信託銀行はコスマス社による地上の巨額な資金を融資しており、その面からコスマス社の財務内容を知りうる立場にある。つまり、彼らは「インサイダー」であって、今年取り決められた信託銀行協会の自主規制によるインサイダー取引の禁止条項に該当するものである。この自主規制は当時は確立していなかつたとはいえるが、社会的、道義的には問題である。

二、最後に、マスコミ関係者が数名含まれている（読売副社長、毎日前編集局長、五九年一二月分で日経社長など）。マスコミの社会的公器としての公正・中立、批判精神を保持する上で、このような株式

判明している。

口、また、公文俊平氏（東大教授・一万株）、牛尾治郎氏（社会工学研究所名義・一万股）、飯島清氏（評論家・一万株）、諸井虔氏（秩父セメント会長・五〇〇〇株）、歌川令三氏（毎日前編集局長・三〇〇〇株）などは、中曾根内閣によつて「暴れ馬」として江副氏とともに政府税調や新行革審、大学審議会などに送り込まれた人々であり、リクルート汚染者の手による税制改革などの土台づくりという歪んだ関係が明るみに出た。

ハ、さらに、信託銀行の役員・幹部が五人、計二万九〇〇〇株を譲渡されている。これらは信託銀行はコスマス社による地上の巨額な資金を融資しており、その面からコスマス社の財務内容を知りうる立場にある。つまり、彼らは「インサイダー」であって、今年取り決められた信託銀行協会の自主規制によるインサイダー取引の禁止条項に該当するものである。この自主規制は当時は確立していなかつたとはいえるが、社会的、道義的には問題である。

二、最後に、マスコミ関係者が数名含まれている（読売副社長、毎日前編集局長、五九年一二月分で日経社長など）。マスコミの社会的公器としての公正・中立、批判精神を保持する上で、このような株式

の取得は問題があり、彼らは辞職せざるを得なかつた。

【その他のルート】

以上の「リスト1」「リスト2」のルート以

外にも、株の流れが存在している。

1 リクルート本社役員数名の所有株が、六

一年秋の時期にコスマス社の役職員「相当

数」に譲渡されている。例えば「麻野忠雄」

氏（元警視庁第二方面本部長・現コスマス

社常勤監査役）の一万株の場合がそれに当

たるとされ、これらも証券取引法違反（有

価証券の虚偽記載）と証券業協会の自主ル

ール違反である疑いが強い。なお、麻野氏

の場合も、名義人は「親戚二人が五〇〇〇

株ずつ」とされ、「相当数」の役職員の持ち

株がさらにその先に流れている可能性があ

る。

2 店頭登録時（六一年一〇月三〇日）に江

副氏は自己の所有株のうち二八〇万株を放

出しているが、この中に政官界関係者分の

株が紛れこまされていたら、あるいはその

売却益の一部が政官界に流れた可能性も否

定し切れない。

3 いつたん第三者割当された株は、そのほかにも六二年九月に六〇万株（三〇億円）という大量、巨額の株が「コスマス社社員持株会」に買い戻されており、それがさら

に六三年四月までに一二万二〇〇〇株（約六億円相当）が再譲渡されている。江副証言では「社員の結婚資金」とか「住宅購入費」と言われているが、信用は出来ない。

4 そのほか、リクルート・グループの金融会社ファースト・ファイナンスが六二年に三回（四月、六月、九月）の第三者割当增资（計四〇〇〇万株）を行つており、これも不可解な割当や還流が見られる。

【まとめ】

以上のように、リクルート・グループの株式の譲渡は各方面に複雑怪奇な流れで行われており、これまでに解明されたのは「リスト2」の名義人（これも不確かだが）だけである。

「安定株主作り」との名目は、譲渡人の多くが一ヶ月後には売り抜けていること、リクルート側が一括して証券会社に株券を持ち込み、売り注文をしていること、そもそも第三者割当自体が「安定株主」となるはずだったのに、そこから株を引き揚げて多数の個人に小分けしていること、などから全くのウソである。

リクルート・グループは、政界、官界、金融界、マスコミ、学者文化人等、リクルートの商売に（長期的・短期的に）役立つ者に、その重要度に応じて株式を配分・譲渡しており、当初から「利益供与」「贈賄」の意図は明

らかであつて、そのやり方は計画的、組織的なものであつた。



政治家等	名義人	株 数	政治家等	名義人	株 数
中曾根 康弘	筑比地 康夫	10,000株	加藤 紘一	加藤 紘一	5,000株
	筑比地 康夫	13,000株		(加藤の兄)	5,000株
	上和田 義彦	3,000株		(加藤の姉)	5,000株
	太田 英子	3,000株		渡辺 秀央	10,000株
安倍 晋太郎	清水 二三夫	15,000株	渡辺 美智雄	渡辺 喜美	5,000株
	清水 二三夫	2,000株	塚本 三郎	塚本 三郎	5,000株
竹下 登	福田 勝之	10,000株	田中 慶秋	田中 慶秋	5,000株
	青木 伊平	2,000株	池田 克也	池田 謙	5,000株
宮沢 喜一	宮沢 喜一	10,000株	上田 阜三	吉田 勝次	5,000株
加藤 六月	加藤 周子	5,000株	高石 邦男	高石 邦男	10,000株
	片山 起久郎	5,000株	加藤 孝	加藤 孝	3,000株
	片山 起久郎	2,000株	真藤 恒	村田 幸蔵	10,000株
藤波 孝男	徳田 英治	10,000株	長谷川 寿彦	長谷川 寿彦	10,000株
	徳田 英治	5,000株	式場 英	式場 英	5,000株

リスト 1

	名前	株 数		名前	株 数	
1	小松秀熙	3000	1	伊吹文明	3000	
2	会社員	4000	2	浜田卓二郎	2000	
3	会社役員	3000	3	森喜朗	3000	
4	〃	3000	4	会社役員	5000	
5	〃	3000	5	建設会社	5000	
6	〃	3000	6	〃	4000	
7	弁護士	3000	7	会社役員	3000	
8	早坂茂三	会社役員	3000	8	〃	3000
9	〃	3000	9	〃	2000	
10	〃	3000	10	〃	2000	
11	〃	2000	11	会社員	2000	
12	〃	2000	12	〃	2000	
13	〃	2000	13	会社役員	2000	
14	〃	2000	14	〃	2000	
15	〃	2000	15	〃	2000	
16	〃	2000	16	〃	2000	
17	〃	1000	17	〃	2000	
18	〃	1000	18	〃	1000	
19	〃	1000	19	会社員	1000	
20	会社員	1000	20	会社役員	1000	
21	会社役員	1000	21	〃	1000	
22	〃	1000	22	〃	1000	
23	会社員	1000	23	弁護士	1000	
24	〃	1000	24	会社役員	1000	
25	会社役員	1000	25	〃	1000	
26	会社員	1000	26	〃	1000	
27	〃	1000	27	〃	1000	
28	会社役員	1000	28	〃	1000	
29	〃	1000	29	〃	1000	
30	〃	1000	30	〃	1000	
31	〃	1000	31	〃	1000	
32	〃	1000	32	会社員	600	
33	〃	1000	33	公認会計士	300	
34	〃	1000	34	会社員	200	
35	〃	1000	35	会社役員	200	
36	〃	1000	36	税理士	150	
37	会社役員	500	37	〃	150	
38	会社員	300				
39	〃	200				

(注1)
(注2)

リクルートコスモス社の還流株の再譲渡先

1988年12月23日現在

日本社会党

リクルート等特別委員会

リスト2

ワ ー ル ド サ ー ビ ス	片山起久郎	加藤六月氏秘書	5000	ド ウ ベ ス ト	青木 伊平	竹下登氏秘書	2000
	加藤 紘一	元防衛庁長官	5000		加藤 孝	労働事務次官	1000
	加藤 周子	加藤六月氏次女	5000		清水二三夫	安倍晋太郎氏秘書	2000
	田中 慶秋	民社党代議士	5000		筑比地康夫	中曾根氏秘書	10000
	徳田 英治	藤波孝生氏秘書	2000		宮沢 喜一	大蔵大臣	10000
	高島 正明	コスモス社常務	55000		多賀谷恒八	税理士	30000
	館岡 精一	コスモス社取締役	25000		公文 俊平	東大教授	10000
	重田 里志	コスモス社常務	20000		長谷川寿彦	NTT取締役	10000
	飯島 清	評論家	10000		式場 英	NTT企業通信システム事業所長	5000
	志立 託爾	三菱信託銀行社長	10000		(9名)		(80000)
	帆足 興之	浦和市議	5000		池田 謙	池田克也氏・弟	5000
	松村千賀雄	横浜市議	5000		片山起久郎	加藤六月氏・秘書	2000
	大山 久男	陽友聯・山光不動産代表取締役	5000		加藤 孝	労働事務次官	2000
	菊山 寿夫	大和土地建物(株)常務	5000		渡辺 秀央	前官房副長官	10000
	神長 安彦	㈱住宅流通センター専務	5000		福田 勝之	竹下 登氏縁戚	10000
	後藤 秀憲	第一不動産(株)取締役	5000		古河 久純	古河林業社長	60000
	小玉 勝利	㈱創芸取締役	5000		阿部 喜男	オリエント・ファイナンス社長	10000
	田中 安夫	(株)創芸取締役	5000		井上 健治	東大教授	5000
	大橋 貞彦	三井信託銀行取締役	3000		田中最大治	オリエント・ファイナンス常務	3000
	蒔田 正雄	中央信託銀行取締役	3000		丸山 雅隆	「財界」主幹	3000
	入江 健介	東洋信託銀行取締役	3000		大牟田育宏	甲南学園理事	3000
	照井 保臣	フリー・ジャーナリスト	3000		馬場 彰	オンワード・カシヤマ社長	3000
	高原慶一朗	ユニ・チャーム(株)社長	3000		村田 博文	「財界」編集長	2000
	乾 宏年	イヌイ建物社長	3000		浜野 照美	東京アド・クリエイティブ社長	2000
	(24名)		(200000)		(14名)		(120000)
三 一 起	太田 英子	山王経済研(中曾根氏)	3000	エ タ ー ナ メ フ オ ー チ ュ ン	徳田 英治	藤波氏秘書	10000
	上和田義彦	中曾根康弘氏秘書	3000		松原 弘	コスモス社取締役	35000
	高石 邦男	文部事務次官	10000		常泉 泰吉	コスモス社員	30000
	筑比地康夫	中曾根康弘氏秘書	13000		木村 晴男	コスモス社員	28000
	塚本 三郎	民社党委員長	5000		平田 幹男	コスモス社員	17000
	吉田 勝次	上田卓三氏元秘書	5000		米津 宏	コスモス社取締役	15000
	渡辺 喜美	渡辺美智雄氏長男	5000		池田 憲一	コスモス社取締役	15000
	勝田 博司	コスモス社員	10000		花田 幸弘	コスモス社関東支社長	10000
	山田 義夫	コスモス社員	10000		林 則隆	コスモス社員	10000
	水上 芳美	長谷川工務店会長	10000		江戸 京子	ピアニスト	10000
	大沼 淳	文化服装学院理事長	10000		政岡 勝	コスモス社員	5000
	桜井 慎吾	桜井修・住友信託銀行社長男	10000		西念 泰雄	コスモス社員	5000
	村田 幸蔵	真藤恒NTT会長秘書	10000		竹内 澄夫	コスモス監査役	5000
	桜井 義晃	広済堂会長	10000		高田 真澄	コスモス取締役	5000
	社会工学研究所	(代表牛尾治郎氏)	10000		(14名)		(200000)
	丸山 巍	読売新聞副社長	5000	延べ83名 (実数79名) 5社 76万株 (額面50円)			
	平本 一方	広済堂社長	5000	(注1) 61年10月に1万株を会社役員に譲渡 している。			
	諸井 康	秩父セメント会長	5000	(注2) 61年9月に森 喜朗代議士より1万 5,000株の譲渡を相対取引で受けている。			
	白熊 衛	ファーストファイナンス代表取締役	5000				
	小林 正尚	宣弘社副社長	3000				
	歌川 令三	毎日新聞前編集局長	3000				
	金子 俊明	浦和市秘書課長	10000				
	(22名)		(160000)				

特集

III 天皇逝去関係

一九八九・一・七

お悼みのことば

天皇陛下がお亡くなりになられました。
まことに深い悲しみに堪えないものがござ
います。

ここに、私は謹んで弔意を表し、心からの
哀悼の意を捧げます。

日本社会党中央執行委員長

土井たか子

今日の経済発展をえて、国際社会に寄与しう

一九八九年 一月七日

るまでに到つたのであります。

この再生の道を国民統合の象徴として、國
民とともに歩まれた天皇陛下のありし日をし
のび、私たちは歴史の教訓と戦後の初心に立
つて、人類の恒久平和のために努力する気持
をあらたにするものであります。

一九八九・一・七

服喪についての談話

日本社会党

昭和の時代は苦渋と激動にみちた時代であ
りました。この時代に刻まれた誤りの歴史は
内外に大きな犠牲を強いて、その傷はなお癒
えたとはいえません。しかし、私たちは、戦
後、日本国憲法のもとで国土の再建をなし、

一、本日、政府は、弔意表明について閣議決
定し、各省庁に通知するとともに、官房長

官談話を通じて国民に服喪をよびかけた。
天皇の地位は「国の象徴であり日本国民統

合の象徴」であり「主権の存する日本国民

の総意に基く」ものであつて、わが党は、

国民とともに、憲法にてらして、心から弔意を表明する。

一、わが党は、國權の最高機關である国会においては、象徴天皇と主権在民の権法の立場から、これにふさわしい内容の「弔詞」の議決に加わる。自治体議会における議決は、地方自治の原則にもとづき慎重に対処し、国会の議決以上の弔意の内容にふみこむことがあつてはならない。

一、国民は、「象徴」としての天皇に、それぞれの仕方で弔意を表わすことが主権在民のもとでの本来の在り方である。とくに、改憲勢力が常に國家の統制強化や旧天皇制の復活をめざしてきた経過をふまえるならば、國および地方の公務員、児童・生徒はじめ国民への強制・動員は一切行なうべきではない。

一、政府の服装のよびかけに基き、公の機關が音頭をとつたり強制して、国民の日常生活や社会活動、年中行事に規制を加え、行政を通じて、「自肅」を強要、誘導することは、國民主権と市民的権利をうたつた憲法の精神にもどるものである。行き過ぎた「自肅」が続くとすれば、市民生活と經濟・社会の停滞と混乱をまねきかねない。政府は、このようなことのなきよう慎重に対処すべ

きである。

一、言論、報道、出版、集会、結社、信教などの自由は完全に保障されなければならない

以上

一九八九・一・七

天皇の喪儀および即位に関する国家行事について

日本社会党中央執行委員会

としなければならない。

一、主権在民を基本とする平和憲法下では、象徴天皇に関する国家行事について、皇室典範で即位の礼、大喪の礼の二つのみを定め、天皇主権の旧憲法下の旧皇室典範をはじめ一連の法令は廃止された。また、憲法九九条は天皇をはじめ公務員の憲法擁護義務を定め、憲法二〇条および八九条は、政・教分離を定めている。したがつて、この二つの国家行事にかかる天皇家の宗教的部 分をもつた伝統的行事は、国家行事と切り離し、二つの国家行事以外の諸儀式は、天皇家の私的行事としてのみ行なわれるべきである。なお、国家行事は、象徴天皇の地位と主権在民の現憲法にふさわしい厳肅にして簡素、かつ国民の理解がえられるもの

ず、警備にあたつては、いかなる人権侵害も許してはならない。

政府の計画では大喪当日新宿御苑における

る「葬場殿の儀」という神道儀式に引き続

き同一場所で挙行することになっている。

これは政教分離の原則に反するものと言わ

ざるをえない。大喪の礼を国事行為として

行なうならば全く宗教性の入る余地のない

場所、形式、内容によつて神道儀式と切り

離し別途行なうべきである。

一、国家行事にあたつては、意図のいかんを

問わず天皇の政治利用は、許されない。と

りわけ、天皇が戦前、戦後の二つの時代に

在位したこと、改憲勢力がつねに国家統制

の強化や旧憲法下の天皇制の復活をめざし

てきた経緯をふまえるならば、國および地

方の公務員、児童・生徒をはじめ国民に対

する政治、行政による強制や統制、または

強制的動員は一切行なうべきではない。

一、わが国の経済・社会は、多角化・多様化

を深め、しかも国際化している。そのよう

な市民生活に影響や混乱、犠牲を強いるこ
とのなきよう国家行事を進めなければなら
ない。

言論、報道、出版、集会、結社、信教な
どの自由は、国家行事にあたつても完全に
保障されなければならない。また、過剰警
備は厳にいましめ、警備にあたつては、い
かなる人権侵害も許してはならない。

以上

一九八九・一・七

談話

日本社会党書記長 山口鶴男

ささかの混乱もまねかれないよう十分な措置
を講すべきことを求めるとともに、新元号
のみの使用を國民に強制するなどの施策を
とることに反対する。

一九八九年 一月 七日

一、国際化時代にあつて、わが国のみに通用
する元号が、いかに不便で時代錯誤にみち
たものであるかは、いうまでもない。いま、
新元号を制定することは、國民生活に多大
な影響をもたらし、混乱をまねきかねない。
今日、西暦は世界共通暦として使用されて
いる。この現状から、わが党は西暦を原則
として使用すべきであるとの立場をとる。

一、わが党は、國民とともに、政府にたいし、
新元号の制定によつて國民の日常生活にい

大喪の礼についての 閣議決定に対する談話

日本社会党書記長

山口鶴男

わが国の経済・社会は、多角化・多様化を深め、しかも国際化している。そのような市民生活に影響や混乱、犠牲を強いることのなきよう国家行事を進めなければならぬ。言論、報道、出版、集会、結社、信教などの自由は、国家行事にあっても完全に保障されなければならない。また、過剰警備は厳にいましめ、警備にあたっては、いかなる人権侵害も許してはならない。

以上

一、本日政府は、大喪の礼の儀式に関して、大喪の礼委員会の設置と期日を閣議で決定した。伝えられるところによると、大喪の礼委員会では、一年間にわたる喪儀の諸儀式を旧喪儀礼等に基づく神道形式とし、これと一体で大喪の礼を国事行為として行なおうとしている。また、大喪の礼は、新宿御苑における「喪場殿の儀」という神道儀式に引き続き同一場所で挙行することになつてている。

一、主権在民を基本とする平和憲法下では、象徴天皇に関する国事行事について、皇室典範で即位の礼、大喪の礼の二つのみを定め、天皇主権の旧憲法下の旧皇室典範をはじめ一連の法令は廃止された。また、憲法九九条は天皇をはじめ公務員の憲法擁護義務を定め、憲法二〇条および八九条は、政・

教分离を定めている。したがつて、大喪の礼の国家行事にかかる天皇家の宗教的部 分をもつた伝統的行事は、国家行事と切り離し、この国家行事以外の諸儀式は、天皇家の私的行事としてのみ行なわれるべきである。

一、大喪の礼は、全く宗教性に入る余地のない場所、形式、内容によって神道儀式と切り離し別途行なうべきである。なお、国家行事は、象徴天皇の地位と主権在民の現憲法にふさわしい厳粛にして簡素、かつ国民の理解がえられるものとしなければならない。

一、国家行事にあたつては、国および地方の公務員、児童・生徒をはじめ国民に対する政治、行政による強制や統制、または強制的動員は一切行なうべきではない。また、



『社会新報』主張

天皇がお亡くなりになつた。日本社会党は哀悼の意を表したい。

いま、ひとつの時代が終わつた。六二年余にわたるこの時代に生きたわが国民は、さまざまの経験と感慨を胸にしている。国民の経験と感慨は決して一樣ではない。戦後世代が多数を占める現在、世代間のギャップも大きいだろう。だが、おそらく二年近く続くであろう天皇家の諸儀式、それを伝えるマスコミ状況、それらの社会的・政治的影響の高まりのなか、新しい時代を迎えたわれわれは、しっかりと座標軸の確立を急がねばならない。わが党は国民のみなさんとともに、哀悼のなかで民主主義とアジアのなかの日本を問いつつ、新しい時代と天皇問題を考えたい。

わが国の政治制度、国民の生き方を律するものは日本国憲法である。憲法に定められた天皇の地位は「日本國と國民統合の象徴」であり、この地位は「主権の存する日本国民の総意に基く」ものである。天皇は、「憲法の定める国事に関する行為のみを行い、国政に関する権能を有しない」。国事行為は第六条、第

七条に制限列記され、内閣の助言と承認を条件として、さうに国民のために行なわれなければならない形式的儀礼的行為である。また天皇も憲法第九九条によつて憲法を尊重し擁護する義務をもつてゐる。

こうした象徴天皇の地位は、言うまでもなく第二次世界大戦を経過したわが国の歴史的反省の表われであり、到達点である。そして国民の大多数が賛成している。大戦前のわが国民は旧憲法の下、「神聖ニシテ侵スヘカラス」とされた天皇の大権とその威を借りた軍部によつて戦場に駆り立てられた。侵略戦争の犠牲となつたのは、わが国民にとどまらない。アジア諸國の民衆も生命を奪われ、塗炭の苦しみを強いられた。この過ちを繰り返させないという歴史的反省の結果の一つが「象徴天皇」である。天皇も自ら終戦の詔書で「堪え難きを堪え、忍び難きを忍び、以て万世の為に太平を開かんとす」と訴えた。

ところが昨今、「經濟大国」となつた日本に、ナショナリズムをかきたて、戦前の天皇制を復活させようとする企みが保守支配層によつて強められてきた。中曾根前首相が「天皇は天空にさんぜんと輝く太陽のごとき存在」と天皇贊美をしたこととに代表されるように、天皇のカリスマ性を利用しようとする動きである。靖国神社国家護持・公式参拝、日の丸、君が代、そして元号をめぐつて、保守勢力が国民を支配するシンボルとして天皇を利用する露骨な策動があつた。わが党は、このような戦前回帰のアナクロニズムに反対してきたのは言うまでもない。

さらに、憲法の定めた天皇の地位を不満として、「國の統治權の總攬者」（元首）としての地位を復活しようと改憲論が自民党・保守勢力にある。憲法第九条の改正による公然たる軍拡主義も同根である。彼らが、この機に「新しい時代に新しい憲法を、新しい国家体制を」と蠢動する危険性もある。天皇の交代を国家の危機管理体制に利用することも断じて許すわけにはいかない。

わが党は、象徴天皇を定めた憲法を支持している。したがつて新天皇も憲法に忠実な地位にあることを大原則として考えている。この大原則に立つなれば、予想される諸儀式や儀儀決定が、竹下内閣、自民党の恣意的利用主義にまかされてはならず、憲法に即したものにしなければならない。

まず、皇室典範によれば、儀式には「即位の礼」「大喪の礼」の二つがある。この二つを

除けば天皇が祭主をつとめる国家神道と固く結びついた「天皇家の儀式」であり、大嘗祭などは、國家と宗教の分離を原則としている憲法に抵触する。国事行為についても、神道の宗教職を排し、国民多数の理解がえられる厳肅にして簡素なものとして準備し、天皇家の私的行事と分離されるよう強く要望する。

元号の制定にも問題が多い。元号はそもそも、過去、天皇制とともにあった。象徴天皇制のもとでは元号を主權者たる国民に強制することははじまない。國際化時代のいまこそ廃止に向けて努力すべきである。西暦も事実たる慣習として国民の日常生活に定着している。元号法制定の際は元号に賛成する国民も含め、法制化という強制への賛成は二〇%程度にすぎなかつた。国民へ元号のみを強制することはやめるべきである。

恩赦についても、あらかじめ注意を喚起しておきたい。法の定めによって恩赦が行われることがあるとしても、過去の例にみられるように、選挙違反者に片寄ることは不当である。ましてや贈収賄などの罪を犯した政治家や高級官僚が恩赦を受けることがあつてはならない。

さらに言えば、民主主義国家にふさわしい改革も必要である。服喪行為のあれこれを強制したり、過剰警備による人権侵害、普段の商業活動の規制があつてはならない。

天皇は戦争直後「現人神」から「人間天皇」になつて、國民主権を定着させる素地をつくつたにもかかわらず、戦後四〇年の今日、実態はそれから遠のいた。国民の四〇%から五〇%が天皇に対し「何も感じない」、皇室に「親しみを持つていない」と感じているとの新聞社の世論調査結果もある。

だがわれわれはいま、人間天皇のご逝去を哀悼する気持ちを強く感じながら、新天皇が新しい時代にふさわしい姿となることを祈念したい。そのためには、一党一派に偏してはならず、国民のさまざまな階層、宗教、信条から等距離たることを望む。権力者や自民党の政治利用を許してはならない。皇室が民主化され、国民に開かれ、親しまれる存在になる必要がある。憲法に触れるような行為や元首化などの反動化は「主權者たる国民」の責任で防ごう。

国民とともにわが党は、静かに天皇のご逝去を悼み、象徴としての新天皇をお迎えしたい。



一九八八・一一・一〇（衆議院本会議）

故三木武夫元首相に対する追悼演説（委員長）

「議会の子」として本院に五十一年有半の長きにわたつて在職された三木武夫先生は、去る十一月十四日、御鬱病むなしく逝去されました。

私は、皆様の御賛同を得て、議員一同を代表し、全国民の前に謹んで追悼の言葉を申し述べたいと存じます。

ただいま私は、この壇上に立ちまして、一

つの議席が空席になり、そこに真っ白いカーネーションの花があるのを、万感胸に迫る思ひで見詰めるのであります。日本の政治とりまして、何と大きな、余りにも大きな空席でありましようか。この席のあるじは、生涯を通じて、世界の平和への貢献を目指され、政界の浄化に挺身されました。今も、耳を澄ませば、あのつやと張りのある声で現在の政治を憂え、しかる数々の言葉があの議席から聞こえてくるような思いがいたします。

その声は、党派を超えて、私たち後輩議員の政治净化に対する努力が足りないことを悲しんでもおられます。私は、ここで、今の政治の中に三木先生の魂を生かすべく真剣に取り組むことを皆様とともに厳粛にお誓いいたします。

私は、皆様の御賛同を得て、議員一同を代表し、全国民の前に謹んで追悼の言葉を申し述べたいと存じます。それこそが、今は亡き三木武夫先生のみたまにささげる本当の花束であると信じるからであります。

三木先生は、明治四十年三月に徳島県板野郡御所村、現在の土成町に生まれ、徳島県立徳島商業から、今は兵庫県立尼崎北高等学校となりました中外商業に転じ、明治大学法科に学ばれました。在学中に一年三ヶ月にわかつて欧米を旅行され、一たん帰国後、昭和七年から四年間米国に留学され、アメリカン大学を卒業、マスター・オブ・アーツの資格を得られ、後、改めて明治大学を優秀な成績で御卒業になりました。

既に徳島商業在学中に全校ストライキを指導、放校処分を受けておられます。それは野球部の資金集めに絡んだ学校当局の不正を糾弾したものであります。まさに栴檀は双葉より芳しと申すべく、ここには、三木少年の後年に至るまで変らぬ不正を憎む心と政治指導者としての資質がありありとあらわれていたのであります。

また、これから青年は国際的視野を身につけることこそが必要と痛感された先生は、昭和四年、激動期にあつたヨーロッパ各国を見聞して、そこで自由のとうとさをつくづく感じられ、さらにジュネーブで開かれていた国際連盟軍縮会議を傍聴して、フランス外相ブリアン氏の軍縮演説に深い感動を覚えられたことなどが、後年、戦時下の選挙に際して大政翼賛会の非推薦を貫く初心となつたのであります。

こうした若き日の志は真っすぐに政治家となることに向けられ、昭和十二年三月に学窓を巣立たれると直ちに四月の総選挙に立候補、地盤、看板、かばんの世に言う「三ばん」のうち一つさえなかつたにもかかわらず、見事に当選の栄を得られたのでありました。当

選の日によわい満三十歳と一ヶ月、当時の被選挙権ぎりぎりであります。

三木先生が初當選された昭和十二年は、日本戦争が盧溝橋で火を噴いた年であります。前年には二・二六事件が起きておりました。

三木先生は、この時代を政党政治が腐敗堕落して国民の信を失っていたときであつたとらえ、青年将校の決起には国民の共感を呼ぶ部分もあつたとしておられました。もちろん、三木先生は青年将校の行動を是認されたのではありません。政党が腐敗して利権ばかりをあさり、内部から崩れていくとき、政治はだれに握られるか、戦前の軍部の專横は政党がみずから招き寄せたものであるという考えでありました。それは結局、泥沼の戦争に至る道へつながつていきました。政治腐敗を正すことと戦争を防ぐことは、こうして三木先生の初心の中で見事に結び合つてありました。

三木先生の座右の銘が「信なくば立たず」であったことはよく知られています。政治にとって最も大切なことは、軍備を整えることではなく、食糧を満足させることでもない、何よりも人々が政治に信をおくようでなければならぬという論語の教えであります。それは同時に、三木先生のこれも口癖であつた「私は国民大衆を恐れる。そして私は国民大衆を信頼する」という言葉とつながつております。

す。國民を信頼しない者がどうして國民から信頼されるでありますか。ここに民主主義者としての三木先生の真骨頂があつたと申せるであります。

日中戦争から、さらに米英とも一戦を交えにしかず、「アメリカをたたくべし」という世論が沸騰する中で、貴重な米国での体験を通じて欧米の実力を目の当たりにされてきた先生は、日米関係の悪化はやがて我が國を破滅に導くものと判断されたのであります。昭和十三年二月、日比谷公会堂において、あらゆる妨害にもめげず、賀川豊彦氏、菊池寛氏らとともに「日米戦うべからず」と銘打った国民大会を開催し、会場を埋め尽くした聴衆を前に堂々と非戦の論陣を展開されました。その後、金子堅太郎氏を会長とする日米同志会を結成し、両国関係を憂慮する同志とともに

貫いていたのであります。

三木先生は、通信大臣の後、鳩山内閣運輸大臣、岸内閣経企・科学技術庁長官、池田内閣科学技術庁長官、佐藤内閣通商産業大臣、外務大臣、田中内閣副総理・環境庁長官などを歴任されました。また、自由民主党幹事長、政務調査会長など、党的要職にもしばしばつとつて議員を辞職すると言われた先生に「これから日本のあなた御活躍を一番必要としています。そのことは米国で学んだあなたの一番御存じのはずではないですか」と言つて励まされ、辞職を思いとどらせたのは睦子夫人であったというお話を聞きしていま

す。まことに胸の熱くなる思いでございます。三木先生は、戦後政治の中では四十歳の若さで片山内閣の通信大臣になられたりはしましたが、概して少数党や党内小数派を率いて活動しております。心ない人々はこれを「バルカン政治家」と呼び、また傍流の政治家と呼んでいたが、三木先生自身は、バルカン国家とは「軍事大国でなく、困難な国際関係の中で自己の立場を切り開く國」との意味であるならば、自分は「理想を持つバルカン政治家であると誇らかに言わされました。また、明治時代に本来の政党をつくったのはいわゆる党人であり、後に与党の「本流を自称する官僚政治家の流れをくむ者こそ政党政治の中では亜流にすぎないと切り返しておられます。そうした烈々たる気迫が三木先生の御生涯を貫いていたのであります。

三木先生は、通信大臣の後、鳩山内閣運輸大臣、岸内閣経企・科学技術庁長官、池田内閣科学技術庁長官、佐藤内閣通商産業大臣、外務大臣、田中内閣副総理・環境庁長官などを歴任されました。また、自由民主党幹事長、政務調査会長など、党的要職にもしばしばつとつて議員を辞職すると言われた先生に「これから日本のあなた御活躍を一番必要としています。そのことは米国で学んだあなたの原則と武器禁輸三原則の策定に重要な役割を果たされ、沖縄返還に当たっては、佐藤首相に先んじて「核抜き、本土並み」の方針を明

瞭に掲げられたことがあります。

三木先生は、傍流と言われましたにもかかわらず、金権政治を指摘されて退陣された田中内閣の後を受け、党内唯一のクリーンな政治を行う人として、党内外の衆望を担つて、昭和四十九年、第六十六代の内閣総理大臣となられました。

三木内閣の業績は、私たち野党から見ましてもまことに目覚ましいものがありました。その中では、何よりもまず、あのロッキー事件の解明を不退転の決意で貫き通したことを挙げなければなりません。事件発覚当時の与党の状況から見まして、解明は三木内閣であつたからこそなし遂げられたと人は語り伝えております。三木先生によつて、日本の政治は腐敗にふたをしてしまうという最悪の事態を免れたのであります。

また、三木内閣は、防衛費のGNP一%枠

を閣議決定し、核拡散防止条約の批准を果たすなど、平和政策を前進させることに力を尽くされました。とりわけGNP一%枠の設定は、長く世界の歴史に記憶されるに違いないと確信するものであります。

三木内閣の足跡の中で、私といたしましては、「私人として」ではありましたものの、三木先生が昭和五十年八月十五日に靖国神社に歴代首相として初めて参拝されたことを、ただ一つづらい気持ちで思い出すのであります。

しかし、三木先生は、翌年夏、現職首相とし

てこれも初めて広島と長崎の原爆祈念式典に出席されました。このことにも触れなければ、木を見て森を見ないと申すものであります。

三木先生は、「アジアを大事にせにやならん」がまた一つの口癖でありました。今は各國首脳の唱える「アジア太平洋時代」という言葉も、六〇年代の半ばに三木先生が最初に言い出されたものだと伺っております。一九七五年、三木先生の首相時代に始まつた先進国首脳会議、サミットのランブイエで開かれた第一回のとき、三木先生は、渋る大蔵省を説き伏せ、各国首脳に強く働きかけ、共同声明の中に南北問題を盛り込むことに成功されたと言われております。

本日、三木先生の夫人睦子さんが議場においてになつていらっしゃいますが、夫人は現在「アジア婦人会」の会長をなさつておいでになります。この会は、アジア諸国に勤務した外交官を初めアジアに縁のある女性たちの集まりで、アジア諸国からの留学生や研修生を観桜会に招いたり、細々とした面倒を見るなどをされておられるのであります。先生が亡くなられたニュースに接するや、嘆き悲しむアジア各国の留学生からの思い出やお悔みの手紙が後を絶たないということを承り、外交の真髄とは何かを教えられる気がいたしま

す。

ここで私は、三木先生につきまして私の個人的な思い出を申し述べることを皆様にお許しいただきたいと存じます。

私は三木先生と、委員会の合間や本院の食堂などで、与野党の立場を離れ、親しくもろもろの話をさせていただきすることがしばしばございました。そのような会話の中で、あるとき三木先生が軍縮についての話題の中で言わされましたことが耳に残つております。

先生は、しみじみとした口調でこうおつしやつたのであります。「土井さん、男はだめなんだよ。男は戦う歴史をつくつてしまつたんだからねえ。そこへいくと女の人は、武器をとつて戦つた歴史を持たない。戦うことは間違つてゐるという知恵を初めから持つてゐる。これからはそうした女の人の理性が政治を切り開いていく時代なんだと思いますよ」もちろんこれには三木先生一流の女性に対するお世辞が含まれているとは思うのですが。しかし、そこに半世紀にわたつて平和のために尽くすことを大事にしてこられた先生の誠実さがあふれていたことを、私は確信をもつて思い出すことができます。

三木先生は、御家庭では決して怒らない方であったそうであります。睦子夫人によりますと、夫人はよく先生に、「あんたはいつも腹が寝てゐる。たまには腹を立てなくちやだめ

じやない」と激励なさつたものだそうであります。しかし、家庭では物静かな三木先生の腹は、日本の政治が汚れ、世界の平和が核の脅威にさらされ続いていることにいつも立ち上がり、激しい怒りを燃やしておられたに違ひありません。そして今まで、私たち日本政治の周囲には、三木先生が怒り、悲しまれる状態を示す事件が連日のマスコミをにぎわせております。

十二月五日、日本武道館において、故三木武夫先生の衆議院・内閣合同葬が、しめやかに盛大にとり行われました。議会史上初めての合同葬であります。その合同葬に内外の実に数多くの人々が悲しみのうちに別れを惜しんで参列している姿に接して、私は心打たれたのであります。

三木先生の愛読された論語には、「学んで思わざれば則ち罔し。思って学ばざれば則ち殆し」という言葉がございます。三木先生から学ばなければならないことは、ただいま申し上げたことの何倍も何十倍もあるであります。学ぶべきことは多い上、そのことを考えなければ、私たちの前進はあり得ないのであります。

三木武夫先生今やなし、まさに「巨星落つ」

国家、国民であり、我が国議会の将来であつたのではないでしようか。今三木先生を失つたことは、ただ自民党にとってのみならず、三木先生が信をおされた国民すべてにとりまして極めて大きな不幸であります。惜しみても余りあるものと申さねばなりません。

先生が常に胸中に去來し続けていたのは、年表彰は、憲政史上、尾崎聖堂先生に次ぐお二人目であります。人は皆必ず別れのときがあるとは申しましても、三木先生とのお別れは何と悲しいことであります。去る

の実感がひしひしと胸に迫つてまいるのであります。

先生、願わくは、この国の政治の行方に、國民の信頼を回復すべく努力する私どもに息吹を与え、見守つてください。「議会の子」三木武夫先生のありし日は、私どもの忘れ得ぬ勇気であり、情熱であり、誇りであります。私は、政治的立場と主義主張を超えて、長く永く、これから歴史に生きる三木先生御生前の幾多の功績をたたえ、その高く清らかな御人格をしのび、先生に学び、考え、政治の浄化と平和の追求に一層の力を尽くすことを、ここに皆様とともに誓いし、もつて追悼の言葉にかえたいと存じます。

三木武夫先生、安らかにお眠りください。

一九八八・一二・九

政治改革に対するわが党の当面の態度

日本社会党書記長

山口鶴男

一、竹下首相は、金権腐敗政治に対する厳しい国民の批判をかわし、リクルート疑惑隠しをはかるため、「政治臨調」を設置しよう

としている。内閣に設置する第三者機関は、憲法と議会制民主主義に反し、密室政治を助長するものである。金権腐敗を追放し、

清潔な政治を確立し、国民の信頼を回復することは、国会に課せられた最大の課題であり、これを臨調方式でごまかそうとする竹下首相の態度は断じて許すことはできない。

一、竹下首相は、政府・自民党中央にとどまらず官界・財界から言論界・教育界まで底知れぬ広がりをみせておりリクルート疑惑について、疑惑の徹底究明どころか、ひたすら疑惑隠しに終始し、国会対策上から宮沢蔵相の辞任で、この事態を乗り切ろうとしている。最近の世論調査にみられる内閣支持率の急落は、この竹下首相の政治姿勢への国民の不信と怒りの表明であり、首相がこの態度を改めない限り国民にむかって「政治倫理」を語る資格はない。したがつて、首相はまず、リクルート疑惑の徹底解明をはかり、総理・総裁として国会が政治倫理綱領に基き政治倫理審査会を厳正に機能強化させることから着手すべきである。

一、党はこれまで、政治資金法規正法の改正、政治家・高級公務員の資産公開、情報の公開、高級公務員の一定の立候補制限・天下り規制、国政調査権の強化などの法案の制定をもとめてきた。しかし、その都度、政府・自民党にその実現をはばまれてきたのである。わが党は、リクルート疑惑解明

を一定程度進行させた段階で、他の野党的協力をえてこれらの法案を改ためて国会に提出し、その実現に全力をあげたい。

一、一九九〇年は「議会政治百年」であり、日本の議会制民主主義が改ためて問われるうことになる。党は、自民党政治のもとで体質化した金権腐敗政治の一掃と再発防止のための立法的措置、国政調査権の強化、一票の格差の是正、オンブズマン制度確立、証券取引委員会設置など懸案事項の実現を

当面の政治改革の課題として取り組み、議会制民主主義の確立につとめたい。

一、党は、各界各層の協力をえて、中央・地方に「金権腐敗政治の追放・政治改革国民連合」（仮称）を設置し、国民的運動を展開し、国際社会にもはじない政治改革を進めたい。このため、「政治改革推進本部」（仮称）を設置する。

以上

日ソ外相定期協議について

日本社会党書記長
山口鶴男（談話）

この合意にもとづき、日ソ双方が実りある成果を生み出すよう努力することを強く求めたい。

一、しかしながら、日ソ外相協議における日本政府の態度をみると北方領土問題のみに多くの時間を費やし、日ソ関係改善とアジア・太平洋地域の軍縮、平和などの政治的、経済的、文化的諸課題を放置していること、常設機構の設置を合意したが、われわれは

態度を改めるよう強く要求する。とくに、

これまでゴルバチヨフ書記長はクラスノヤルスク演説や先の国連演説のなかでアジア

太平洋地域の核増強の中止、海軍力の増強

中止、空軍力の活動制限、安全保障に関する

国際会議およびアジアでのソ連軍の削減

など、多くの軍縮提案を積極的に行なつて

いるが、日本側は、今回の協議でもこうし

た問題を討議し、一致点を見出そうとする

努力を全く行なつていことは極めて遺憾である。

一、北方領土問題は、わが党がかねてから主

張しているように日ソ友好協力関係を発展させるなかで相互信頼を確立し解決できるものである。日本政府はソ連の「潜在的脅威」を強調し、自衛隊を増強し日米安保体制を強化する反ソ政策を根本的に改め、領土問題を現実的に解決すべきである。

一、日ソ間の経済問題についても日立った進

展は見られなかった。日ソ両国民の利益のために、日ソ間の貿易拡大、長期経済協力協定の締結などの課題にたいしても日本政府は積極的に取り組むべきである。

一、わが党は、これまで日ソ間の留学生の増加を政府に要求してきたが、日ソ外相会談が行われたことを機会に、一層両国の留学生の交流を促進すべきである。

一、日本政府はこうした行動を通じてゴルバ

チヨフ書記長の訪日と日ソ両国首脳の相互訪問を実現し、安定した日ソ関係の確立と日ソ友好、北方領土問題の解決、アジア・

太平洋地域の軍縮と平和のために積極的に努力すべきである。

以上

談話

日本社会党書記長
山口鶴男

一、竹下首相は、本日、党役員と内閣を改造したが、派閥順送りの人事で全く変りばえはしない。

一、竹下内閣は、リクルート隠しと選挙公約に違反した消費税の強行によつて、国民のきびしい批判をうけ内閣支持率を急落させ、政権末期的な状況にまで追い込まれて打倒の機運をもり上げる。

一、したがつて、金権腐敗政治を放置した竹下首相の責任は重大であり、わが党は、政界の浄化をもとめ竹下内閣と徹底的に対決する。このため、通常国会では、第一次竹下改造内閣がとりくむ消費税の撤回はもとより来年度予算やふるさと創生論について徹底的に追及し、国民とともに、竹下内閣かろうとしている。しかし、党役員人事はリクルート疑惑にまみれており、しかも竹下首相自らが疑惑のなかにあり、これでは、リクルート疑惑徹底解明や、政界の浄化をもとめる国民の期待に応えることはできない。

宗教法人（団体）課税の現状と問題点

敬 賀 志

一、はじめに

宗教法人は税制上、公益法人等にくくられ、収益事業として限定されている三三種の事業を行わない限り、法人税などは課税されない。法人格をもたない宗教団体についても、宗教法人の場合と異なり固定資産税などについては課税されることにはなるが、宗教活動とともに収入などに税負担が求められることはない。現行税制において、宗教法人（団体）は公益法人と同様にみなされ、おそらくはその公益性などを認めてのことであろうが、非課税とされているのである。

最近、政府・自民党によつて税制改革の必要性がことさら強調され、税制改革論議が活発に展開されるようになり、広く国民の注目を集め状況が続く中で、いわゆる不公平税制の是正が最重要の課題としてとりあげられるようになつた。それにもなつて、宗教法人課税については以前からいろいろと批判はあつたのだが、宗教法人に対する現行非課税制度が不公平税制の一つの焦点として問題視されるに至つてゐる。一九八六年現在で、宗教法人が公益法人等の総数約二四万のうち一八万強、七五・七%を占め、税金の不正計算が一割以上発見されている現状をみれば、不公平として批判される根拠が存在していること

は否定できないであろう。それにしても、政府のいう税制改革の必要性を肯定する立場から、宗教法人の問題がジャーナリストイックにおられた感が強い。そして結局は、大型間接税である消費税の導入を急ぐ竹下政府・自民党によつて、税の不公平是正の問題は直間比率の是正とする替えられ、現行税制における不公平是正はほとんど無視されたまま、論議も尽くされないうちに、税制改革関連法案は強行されてしまつた。

しかし、宗教法人非課税制の問題などは現実になくなつてしまつたわけではなく、主務官庁（文化庁、地方自治体）の監督が無原則に強化される気配が強まつただけのようである。これは憲法に明記されている信教の自由、国の宗教への関与の禁止（これによつて宗教法人の設立が容易になされてきた経過はあるようであるが）などを慎重に考慮しなければ、重大な事態を引き起こしかねない。

安易な宗教活動の規制や野放図な課税の強化を回避するためにも、宗教とは何か、宗教の存在根拠・意義はどこにあるのかなど根本的なところにまで遡つて検討する必要がある。前天皇の死去、新天皇の即位、新元号の制定など歴史的な事態に直面している今日、もう一度真剣に考えてみなければならぬことである。今回はそこまで論述する

余裕はないが、税制にかかわって宗教の公益性とは何か、税制上何が問題なのかを簡単に検討して、国と宗教との関連などの問題などについても若干ふれたいと思う。

二、公益法人等非課税制度の問題点

前述したように、宗教法人は公益法人等として非課税措置が講じられている。そこで、まず公益法人等非課税問題の論点を簡単に整理することにしよう。

そもそも公益法人とはどのようなものであるのかが明確にされなければならない。本来、公益法人の何たるかが確定されなければ非課税措置を受ける根拠も、公益法人の範囲も確定できないはずである。ところが現在、法制上それが明らかにされた上で、措置されているとは到底いえないようである。

公益法人の規定としては、その設立目的が営利にあるのではなく(非営利性)、しかも構成員だけではなく不特定多数者の利益を図ることにある(公益性)法人、つまり公益性と非営利性を兼ね備えた法人が、公益法人であるというような説明がしばしばなされているようである。また公益性の定義については、単に団体に属する者のみの利益を図るのではなく、社会的に貢献すること、社会の安寧秩序の維持に資することともいわれるが、公益の定義自体がかなり曖昧であるといわざるをえない。非営利性にしても、具体的には、個人株主に配当したり、個人的目的に収益をあてないことなどとされているようであるが、一般的にはわが国の株式会社の配当性向が低い状況をみると、営利法人である株式会社と公益法人の違いは、利益の処分の面ではあまり判然とはしない。

こうした公益性や非営利性の規定の曖昧さ、そこからくる公益法人の不明確さが、公益法人の認可・認証等の基準の不明瞭性の根本原因となつており、税法上も、実務上も問題を引き起こす大きな要因にも

なっているのではないかと考えられる。非課税を正当化する公益性とは何か、常識的に考えてあまり公益性があるとも思えないような自転車競技会や小型自動車競争会などが公益法人等とされているが、これにはどのような根拠があるのかなど疑問は尽きないのである。

次に、公益法人としての認可・認証は、所轄(主務)官庁や自治体が行ない、その判断を受ければ自動的に非課税法人とされるわけであるが、この点について検討を加えていきたい。

大蔵省は、非課税を自當てに設立されるケースが増えるのにもなつて目立つてきの公益法人の活動そのものの問題については、第一義的に所轄官庁の指導、監督を期待すべきであるとしている。公益性等の認定が適切に行なわれるのであれば、わが国の現行制度のように、公益法人として所轄官庁で認定されれば非課税扱いを受けるということはそれほど不都合な事態が生ずることはないと予想される。しかしこの場合、所轄官庁等と課税当局の連系が適切にとられる必要がある。というのは、公益法人等の設立当初には認可・認証の基準に該当していたとしても、事業を続けていくうちに当初の設立目的から大きく逸脱してしまうこともあるうし、認可はうまくとっても、はじめから公益法人等の非課税措置を使つた税逃れを目的に設立されることもあるから、そうした実態が明らかになつた場合には、認可などを取り消すとともに、税務においては罰則的に課税するなどの対応が必要とされるからである。

ここでアメリカの例が参考になろう。アメリカの場合は、所轄官庁による設立許可とは別に、免税措置については税法の規定にそつて、課税庁が独自に判定しているようである。ちなみに、設立許可と同時に税法上の優遇措置が行なわれることを非課税とし、免税とは区別するようになつてきているようである。また、アメリカでは、定期的に課税庁が公益法人等の事業の状況を報告させる制度ないしは慣習が存在しているようである。

第三に問題なのは、本来それこそ公的責任において適切に行なわなければならぬ教育や社会福祉などが、政府・自民党によって行政改革が推進され、自助努力や規制緩和、民間活力の導入が強調される中で、民間団体に任される傾向が強まり、学校法人や社会福祉法人、慈善団体などの活動範囲が広がる状況が進み、公益法人非課税の問題がより大きくなるのではないかということである。

現在でも、普通に課税される當利法人とどこが違うのかわからないような公益法人等が多い。さらに規制緩和が進められ、公益法人等の認可等も緩和ないし撤廃され、所轄官庁の監視・監督は弱まっていくのではないかと考えられるが、これによつて公益性も非営利性も認められないような公益法人等が増えるおそれは強い。この場合、現在と同じように公益性が認められる法人に同時に税制上の優遇措置を認めることを継続することの是非自体が問われる事になるが、少なくともアメリカのように課税庁が免税に値する事業を継続しているかどうかを判断しなければならない余地は大きくなるであろう。規制緩和にかかわつて公益法人課税制度についても再考する必要がある。

四つ目の問題点としては、本来當利を目的としない公益法人等が大々的に収益事業を行なうようになつた今日的状況において、収益事業に対する課税のあり方をとりあげなければならない。

公益法人非課税制度の淵源をたどると、明治期にすでに宗教団体は地租を免ぜられていたし、わが国において、近代法が成立した当初から明記されていたようである。しかし当時は、現在のように公益法人等が盛んに収益事業を行うことは予想されてはいなかつたといえよう。戦後すぐ、宗教法人と労働組合の収益事業に対しても普通に課税されることになつたのであるが、考えてみれば、公益法人は寄付などや資産運用等で本来の事業を営むのが建前であり、収益事業に活発に進出しなければ事業を継続できないというようなこと事態異常なのである。収益事業が活発化すれば、一般の當利法人と競合する機会が増

大してくるのは当然であるし、それとともになつて公益法人等の収益事業に対する軽減税率などに対して不公平感が拡大するのは当然である。税制上の優遇措置を日当てに設立されている実態があればなおさらのことである。

シャウプ勧告では、公益法人の営む収益事業からの収益に対しては法人税を課税すべきであるとされ、一九五〇年の法人税法で実施に移され、現在では、収益事業からの収益を公益部門に入れた場合は三〇%、学校法人などについては五〇%の寄付金控除が認められるとともに、残りの収益については二七%の軽減税率が適用されている。このような公益法人の収益事業に対する課税制度は問題である、との指摘は当然出てくる。一般的の當利法人と競合する収益事業には普通に課税すべきであるという主張である。それに対しては、公益法人と収益法人を同一視するのは問題である、とする指摘がある。

政府税制調査会などでは、公益法人課税の強化策として、公益、収益を問はずそのすべての金融資産からの収益に一律に課税する考え方が提出されている。しかし公益法人に対する金融資産課税強化策は、収益事業課税を強化するよりも問題が多いといわなければならない。なぜなら、公益法人の事業運営は資産運用等で行なうべきであるという建前に真っ向から反するからである。さらに金融資産の収益に対する一律課税は、現実にも基金運用を基本としている公益法人に対して、大きな打撃を与えるにはおかない。短絡的に公益法人課税を強化すればよいというのは危険であるが、収益事業に対する課税の見直しを慎重に実施するのが適切であるといえる。

三、税制上、宗教法人を公益法人等として扱う問題

再三述べているように、税制上、宗教法人は他の一般の公益法人等と一緒に、区別なく扱われている。しかし、宗教法人は他の公益法人等とは事情が大きく異なるのではないかと思われる。何といっても、

憲法第二〇条に規定されている信教の自由とのかかわりが重要である。これは明治期、天皇制をいわば国家神道として位置づけ、他の宗教の弾圧、破壊、統制を行なつたことを反省し、信教の自由を保障するため、国が特定の宗教に特権を与えたり、特定の宗教行為を強制したりすることなどを禁止しているものと考えられる。これは極めて重要なことであり、宗教法人に対する税制を検討する場合も、憲法第八九条の「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、……これを支出し、又はその利用に供してはならない」という規定と併せて、最も重視されなければならない事項である。

この憲法上の規定とともに、本来宗教は人の精神生活上にかかるることであるため、それを法律上、社会制度上どのように位置づけるか、かなり難しい問題をはらみ、宗教法人の非課税制度についても根拠が客観的に明らかにされないため、微妙で複雑な問題が生じるのである。

宗教活動自体を非課税扱いしなければならない理由は何か、宗教法人を公益法人等の中で処理するのは適切なのか、非営利性はともかくも、非課税の根拠が公益性というならば宗教活動の公益性とは何か、など問題は根深く大きい。これについては、宗教団体は、法秩序遵守の奨励、社会秩序・安寧の維持に寄与しているとか、教育や葬儀、美化活動などの公的サービスを代行しているとか、慈善活動を行なつてているなどと指摘される。教育など公的業務の代行という側面や、慈善活動の面では宗教団体の役割が、明らかに減じてきていることを考えれば、やはり社会秩序の維持の役割がその中心であるといえる。象徴といふあいまいな形式での天皇の存在はそれを一番よく物語ついている。

具体的に宗教法人課税問題をみてみよう。

宗教法人課税を考える場合、信教の自由の観点が最も重要であるが、その観点から、「非課税制度それ自体が国や自治体など公権力の間接的支出（租税歳出）にあたり、憲法で禁止している宗教団体や教育、慈

善団体に対する財政援助に該当し、違憲である」という見解がある。そしてそれとは逆に、「宗教活動に対しても課税することはもちろん、宗教法人に課税すること自体が政府など公権力の宗教への関与につながり、課税自分が宗教活動を妨害することにもなりかねない。したがって課税することは憲法違反である」との極論もある。少なくとも、宗教法人の収益事業にまで公益法人と一緒に、特別に配慮するのは信教の自由に反するといつてよいのではあるまい。

信教の自由を確保する観点から、宗教法人の設立は所轄官庁の認可を必要とするが、届出書記載事項の認証という形式で規制・監督は緩やかでいる。他の多くの公益法人等の設立は所轄官庁の認可を必要とするが、届出書記載事項の認証という形式で規制・監督は緩やかである。そのため宗教法人が増え、実際上、宗教活動を目的とする、非課税の恩典をめざして宗教法人を設立するケースも多くあるとさえいわれている。現在では宗教法人の数は一八万三千余りで、全公益法人等の七五%強を占めるに至っている。ここ二、三年は批判に応える形で、休眠法人の整理をしたり、設立を難しくしたためであろうか、その数は横ばいである。この場合、ただ単に認証事務を強化したりすれば、宗教活動への公権力の過度の関与をもたらし、信教の自由を損なう危険性があることはいうまでもない。

また、課税逃避を目的としたような宗教法人に対しては、法制度がかなりことなるため、一舉にアメリカ並みとはいえないまでも、税務当局が適切に対処すべきである。この場合、憲法が保障する法手続きに従うことは当然であり、万が一にも課税を契機に公権力が宗教活動を規制していくということがあつてはならないし、そうした危惧を起させれるようなやり方で税務調査をすべきではない。

現在、宗教法人（団体）への風当たりの強いことを背景にしてのこどかも知れないが、宗教活動や公益事業と収益事業の区分の判断を、通達や現場で勝手に、課税当局が一方的に行なつていているケースが目立つてゐるようである。収益事業の範囲について実務上事業項目をよ

り具体的に判断する場合、税務当局は広く関係者に提案を行ない、各方面から意見を聞き、民主的な手続きを十分踏まえて決定すべきである。

宗教 자체は、現実から遊離し、観念的に存在しているとはいえる。宗教活動は現実世界において行なわれるものであり、その意味では世俗化する可能性は常に存在しているのである。宗教の歴史を振り返り、現状をみれば、そのことはよく理解できるであろう。現実世界にどつぶりと埋没し、収益事業を大々的に行なつて宗教ビジネスといわれるような宗教団体が存在するような状況が現出しているが、こうした端的な事例は、宗教も社会のあり方から解放されていなことを象徴している。そうであるから、税制問題としてもとりあげられるようになるのである。宗教のあり方、その存在自体が問われているし、こうした事態に直面して、信教の自由を守ろうとするなら、誤解を避けるためにも、宗教法人は自ら金の問題にもつとオープンに対応することが望まれている。それを可能とする制度的保障、宗教法人の適切な会計原則の確立、民主的な資産公開原則の確立が待たれているのである。

四、むすびにかえて

宗教法人課税問題を考える際、やはり一番の問題は信教の自由、それとのかわりで政教分離の原則をどう考え、それをどのように確保するかということである。

わが国の場合、前述したように戦前の反省から、政府をはじめとした公権力の宗教への関与・干渉、宗教の政治利用の排除に非常に配慮しているのであるが、政党や選挙へのかわり、宗教団体・法人の政治活動へのかわりについては、アメリカのようにそれを一切禁止するような規定は、憲法にも宗教法人法にも明示されていない。信教の自由を保障するための政教分離という場合、主に国（政府）をはじめとした公権力と宗教活動・団体とのかわりを念頭においているようであ

る。ヨーロッパでは、キリスト教民主党、キリスト教民主同盟などが存在しており、アメリカの場合とは異なるようであるが、宗教法人は公益法人として扱われ、非課税扱いを受けているようである。歴史に規定されて、宗教に対する考え方も随分と異なるものである。

わが国においては、宗教に関する問題を考える場合、前天皇の死去に伴う社会的動向を見るにつけ、やはり天皇制が焦点とならざるをえないようである。マスコミを中心的に利用して、かなり意識的に一定の状況が作り出されている。しかし現在明らかにされなければならないことは、いわば国家神道として天皇制を位置付け、主権者としての天皇を崇めようというような復古主義の台頭を警戒しなければならないというような意味での問題なのではない。神道上の儀式である大嘗祭を国事行為として認めるか否か、その他国の宗教活動への非関与という憲法上の規定からの逸脱にかかわって出てくる微妙な事柄が問題の中心ではないのである。憲法上に規定されているいわゆる「象徴天皇制」という認識は、政府をも包み込んでいる世論という状況は否定できないことであり、その制約の突破が一部で目論まれているのではないかという危惧からある種の主張が無意味なものというのではないが、問題の核心がそうしたところにあるのではないのである。

憲法第一条では天皇の地位について、「天皇は、日本國の象徴であつて日本國民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本國民の総意に基く」と規定されているが、これ自体大変曖昧なものであり、かなりの幅をもつた種々の解釈を生み出す余地がある。「日本國の象徴」とか「日本國民統合の象徴」といわれるが、この「象徴」とは具體的に何を意味するのか、「日本國民の総意に基く」というが、「國民の総意」によつて天皇の地位が確定されたり、世襲が認められたという事実経過はないのではないか、というような疑問は当然出てくる。また、不思議なのは、よく「主権在民」といわれるが憲法上、それが明記されているのは前文と天皇の地位を確定している第一条だけであ

り、それだけを独立に規定した条文はないのである。こうした興味深い問題はあるが、それはさておくとしても、天皇制が必要な理由は、当然のことといえるのではあるが、憲法においては明らかではないようである。天皇を現人神として崇めることが必要であるというような主張は、天皇制を積極的に支持する勢力にあっても少數意見のようである。多くの国民の意識においては、国民の父親のような存在であるというようないいも一部にはあるようであるが、今まで何の弊害もなく存在し根づいているものを敢えて否定することはない、憲法にも明記されており国としてのまとまりを内外にアピールするためにも必要である、といったような考えが一般的といえるのではないだろうか。

しかし、このような見解は、ある種の価値判断としてはありうるにしても、天皇制の存在理由の説明にはならない。

天皇をめぐるこの間の動向を見ると、カネ・カネ・カネの商品經濟的自由競争が深く勤労大衆の間にも浸透し、個々人がバラバラに分断され、人間的連帯が日常的な現実世界からますます奪われていく傾向にあって、国民としての一体感・連帯感を觀念的に保障する天皇制の存在意義は増大しているのではないかと思わずにはいられない。社会秩序の維持という意味での宗教の存在意義は大きく、こうした意味で象徴天皇制はまさに宗教を象徴する存在といえるのである。

(党政政策審議会書記)



編集後記

天皇が死んだ。在位は六二年余にわたる。恐らく最長不倒記録となろう。もつとも百數十年も在位したというデタラメな皇位記録もあるから、期間に意味はない。問題は、在位中に何をなし、何をなさなかつたか、である▼天皇は、戦前・戦中・戦後の三つの時代を生きた。日本の近代化過程の半分以上にわたって在位したという意味では、まさに激動の時代を生きた、と言えるかも知れない。とりわけ満州事変、日中戦争、太平洋戦争と続く侵略の歴史の中心に位置したことは否定しようのない事実だ▼竹下首相は「謹話」という聞きなれない政府の追悼談話を発表した。その中で「お心ならずも勃（ぼつ）発した先の大戦」という表現で、天皇には戦争責任は存在しないかの作為をほどこした。だが、「マッカーサー回想記」にもあるように、一九四五

年秋の第一会見で天皇は「私は、國民が戦争遂行にあたつて政治、軍事両面で行なつたすべての決定と行動に対する全責任を負う」と、自らの戦争責任を認めていた▼もつとも天皇は一九七五年の米誌『ニューズウイーク』との単独会見で次のように語つていて、「開戦のとき、そしてそれ以前も、さまざまなる決定は閣議でなされており、私にはその決定をくつ

がえすことはできなかつた。これは日本の憲法にのつとつしたことであると思う」と。三〇年間に、天皇自身にも落差が生じたわけである▼「ヒロヒトが戦後も天皇であり続けたことは、日本人の戦争への罪悪感を軽減させ、西独がいまも悩んでいるような過去へのこだわりから解放することになつた……西欧の国には、これは集団的に責任隠しとも映る」。英紙『タイムズ』は天皇の死と日本をそう論評する。戦争犯人すらも総理大臣として許容する日本の精神風土に対する警鐘と受けとめたい▼天皇の名で植民地支配を強制させられ、朝鮮民族としての生命、言語、文学、氏名さえも奪われた韓国紙はもつと厳しい。『東亜日報』は「ヒロヒトが病床に伏した後、あの日本列島を圧倒した『一億総自粛』の旋風は何を意味するか」と問ひ、続けて「日本の祭政一致の風が吹く時、近隣は不安だ。『天皇』を求心点に凝集された総力が近隣に広がるためだ」と警告する。大喪、即位と続く国家行事のあり方にも近隣諸国は注目している▼新天皇は、憲法を守り、それに従い責務を果たすと言う。天皇の憲法遵守義務からして当然だ。「昭和」の終えんが戦後の終わりとならぬいようにしたい。

(N)

「政策資料」購読料のお知らせ

定価	一部	三〇〇円
送料	一部	五〇円
年間購読料 四二〇〇円 (前納)		
ご組金は左記へお願ひいたします。		
郵便振替	東京8-80821	
又は		
大和銀行	衆議院支店	
普通	203883	

政策資料編集委員会
委員長 岩垂寿喜男
編集委員 伊藤茂

上原康助

細谷治嘉

小野信一

河上民雄

松前仰

小林恒人

田中恒利

清水勇

戸田菊雄

永井孝信

安田修三

志苦裕

村沢

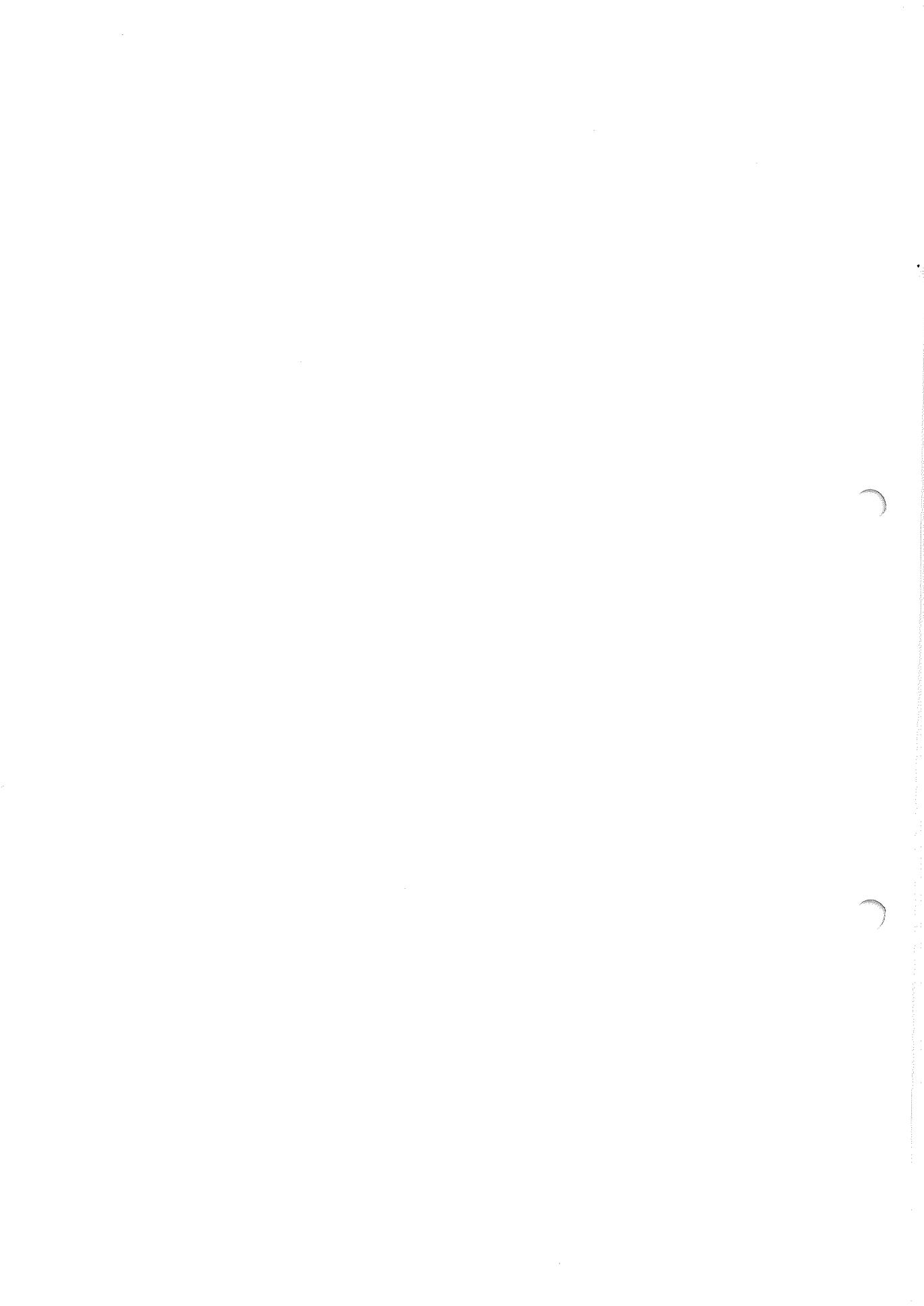
瀬尾忠

渡辺博

浜谷惇

牧博

兼事務局長	矢田部 稔	水田 慎	中村 茂	小林 恒人	田中恒利	戸田菊雄	永井孝信	安田修三	志苦裕	村沢	瀬尾忠	渡辺博	浜谷惇
会計監査	押田三郎	久保 亘	福間 知之	矢田部 稔	佐間田勝美	佐藤敬治	温井 寛	福間 知之	渡辺 博	瀬尾忠	浜谷 淳	牧博	大和



POLICY AND LEGISLATION

CONTENTS

No.269(January 1989)

Foreword by Sukio Iwadare	1
FEATURES	
I . Governmental Budget for the fiscal Year 1989	
* Represental on on Compilation of the Governmental Budget for the Fiscal year 1989	2
* Representations to Ministries (Transport, Relief Works for the Unemployed, Agriculture, Forestry and Fisheries, Justice, Science and Technology)	6
II. A Nonconfidence Motion in the Takeshita Cabinet	
* A Nonconfidence Motion in the Takeshita Cabinet Presented by Chairman Doi	13
* JSP Statement on the Resignation of the Minister of Finance	17
* JSP Statement on Six Tax-related Bills Rammed Through	18
* False Testimonies at Both Houses	18
* The Transferrers' List of Recruit Cosmos' Shares	23
III. The Emperor Passing Away	
* Condolence Expressed by JSP Chairman	28
* Comment on Mourning	29
* National Events Related to Funeral Rites and Enthronement	29
* Comment by JSP General Secretary	30
* Comment on the Cabinet Decision of the Ceremony of Mourning	31
* [Reference] The Editorial of the "Shakai Shinpo"	32
DOCUMENTS	
* A Memorial Address for the Late Takeo Miki, Former Prime Minister	34
* JSP's Attitude toward Political Reform	37
* Regular Negotiation between Japan and USSR Foreign Ministers	38
* Comment on the Cabinet Reshuffle	39
TODAY'S FOCUS	
◎The Present situation and Points of the Taxation of Regional Corporations	40

政策資料 2月号

編集人 政策資料編集委員会
発行人 伊 藤 茂
発 行 日本社会党政策審議会
東京都千代田区永田町2-2-1
衆議院第一議員会館
電話 東京 03(581)5111 内線3880~4
FAX 東京 03(502)5857

POLICY MAKING BOARD JAPAN SOCIALIST PARTY
FIRST OF MEMBERS' OFFICE BUILDING. HOUSE OF REPRESENTATIVES.
2-2-1 NAGATA-CHO. CHIYODA-KU. TOKYO. JAPAN
PHONE-(03)581-5111 EXT.3880~4 FAX(03)502-5857

定価 300 円 (送料 50 円)